

## 令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

## 第1編 地震災害対策計画

頁	改正後	改正前										
P5	<p>第1章 地震災害対策の計画的な推進</p> <p>第2節 市の自然的、社会的条件</p> <p>2 土地利用</p> <p>(2) 市街化区域及び市街化調整区域</p> <p>市における令和元年9月13日現在での市街化区域及び市街化調整区域は、次のとおりです。</p> <p>表 市街化区域及び市街化調整区域</p> <p>令和元年9月13日変更 神奈川県告示第187号</p> <p>市街化区域 2、822ha</p> <p>市街化調整区域 8、558ha</p>	<p>第1章 地震災害対策の計画的な推進</p> <p>第2節 市の自然的、社会的条件</p> <p>2 土地利用</p> <p>(2) 市街化区域及び市街化調整区域</p> <p>市における平成28年11月1日現在での市街化区域及び市街化調整区域は、次のとおりです。</p> <p>表 市街化区域及び市街化調整区域</p> <p>平成28年11月1日変更 神奈川県告示第500号</p> <p>市街化区域 2、802ha</p> <p>市街化調整区域 8、578ha</p>										
P7	<p>第3節 地震被害の想定</p> <p>第1 想定地震</p> <p>(2) 想定地震</p> <p>表 想定地震の一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>想定地震</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都心南部直下地震</td> <td>首都圏付近のフィリピン海プレート内で、都心南部の直下を震源とするモーメントマグニチュード7.3で、<u>地震発生</u>の切迫性が高いとされている地震です。<u>発生確率は、南関東地域のM7クラスの地震が30年間で70%。</u>県内全域が「首都直下地震対策特別措置法」の首都直下地震緊急</td> </tr> </tbody> </table>	想定地震	説明	都心南部直下地震	首都圏付近のフィリピン海プレート内で、都心南部の直下を震源とするモーメントマグニチュード7.3で、 <u>地震発生</u> の切迫性が高いとされている地震です。 <u>発生確率は、南関東地域のM7クラスの地震が30年間で70%。</u> 県内全域が「首都直下地震対策特別措置法」の首都直下地震緊急	<p>第3節 地震被害の想定</p> <p>第1 想定地震</p> <p>(2) 想定地震</p> <p>表 想定地震の一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>想定地震</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都心南部直下地震</td> <td>首都圏付近のフィリピン海プレート内で、都心南部の直下を震源とするモーメントマグニチュード7.3の地震です。県内全域が「首都直下地震対策特別措置法」の首都直下地震緊急対策区域に指定されています。</td> </tr> <tr> <td>三浦半島断</td> <td>同断層群を震源域とするモーメントマグニチュ</td> </tr> </tbody> </table>	想定地震	説明	都心南部直下地震	首都圏付近のフィリピン海プレート内で、都心南部の直下を震源とするモーメントマグニチュード7.3の地震です。県内全域が「首都直下地震対策特別措置法」の首都直下地震緊急対策区域に指定されています。	三浦半島断	同断層群を震源域とするモーメントマグニチュ
想定地震	説明											
都心南部直下地震	首都圏付近のフィリピン海プレート内で、都心南部の直下を震源とするモーメントマグニチュード7.3で、 <u>地震発生</u> の切迫性が高いとされている地震です。 <u>発生確率は、南関東地域のM7クラスの地震が30年間で70%。</u> 県内全域が「首都直下地震対策特別措置法」の首都直下地震緊急											
想定地震	説明											
都心南部直下地震	首都圏付近のフィリピン海プレート内で、都心南部の直下を震源とするモーメントマグニチュード7.3の地震です。県内全域が「首都直下地震対策特別措置法」の首都直下地震緊急対策区域に指定されています。											
三浦半島断	同断層群を震源域とするモーメントマグニチュ											

## 令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後		改正前	
P15		急対策区域に指定されています。	層群の地震	ード7.0の活断層型の地震です。国の地震調査研究推進本部の長期評価では、国内の主な活断層の中で、今後30年以内に地震が発生する可能性が高いグループに属するとされています。
	三浦半島断層群の地震	同断層群を震源域とするモーメントマグニチュード7.0の活断層型の地震です。 <u>発生確率は、30年以内6～11%とされています。</u>		
	神奈川県西部地震	県西部を震源域とするモーメントマグニチュード6.7の地震です。固有の地震活動かどうか明確ではありませんが、 <u>過去400年の間に同クラスの地震が5回発生しており、発生の切迫性が指摘されている地震です。</u>	神奈川県西部地震	県西部を震源域とするモーメントマグニチュード6.7の地震です。固有の地震活動かどうか明確ではありませんが、 <u>歴史的に繰り返し発生していることが知られているため、発生の切迫性が指摘されている地震です。</u>
	東海地震	(略)	東海地震	(略)
	南海トラフ巨大地震	南海トラフを震源域とするモーメントマグニチュード9.0で、 <u>地震発生の切迫性が高いとされている地震です。発生確率は、30年以内70%程度。</u> 本市は「南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されています。	南海トラフ巨大地震	南海トラフを震源域とするモーメントマグニチュード9.0の地震です。本市は「南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されています。
		(略)		(略)
<p>第5節 計画の推進主体とその役割</p> <p>第1 計画の進め方</p> <p>(5) 災害発生時における地域の連携</p> <p>発災時には、市民、地域の主体的な取組と市の防災力が一体とな</p>	<p>第5節 計画の推進主体とその役割</p> <p>第1 計画の進め方</p> <p>(5) 災害発生時における地域の連携</p> <p>発災時には、市民、地域の主体的な取組と市の防災力が一体とな</p>			

## 令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
P17	<p>った対応を図ることが、被害を軽減、減少させることにつながります。そのため、市民の一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。皆のまちは、皆で守る。」ことが大切であるとの認識を持ち、平常時から食料、飲料水等の備蓄や防災訓練への参加等の事前の準備を行うとともに、発災時には自らの安全を守る行動、初期消火活動、近隣の要配慮者等の救助、避難所における自発的行動等、自主防災組織、消防団、企業、<u>NPO・ボランティア</u>等と連携した防災活動を実施することが重要です。</p> <p>第3 市民及び企業等の責務</p> <p>1 市民</p> <p>ア 「自らの身は、自ら守る」という自主防災の観点から、最低3日分、推奨1週間分の食料・飲料水(<u>1人3リットルが1日分の目安</u>)、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄や家具・ブロック塀等の転倒防止対策、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくり、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等、自らが防災対策を行います。</p> <p>3 <u>NPO・ボランティア</u></p> <p>ア 災害救援のため活動する<u>NPO・ボランティア</u>は、日頃から、地域・行政・関係機関が開催する防災に関する研修会や訓練等に協力・参加し、関係者との連携を深めるよう努めます。</p>	<p>った対応を図ることが、被害を軽減、減少させることにつながります。そのため、市民の一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。皆のまちは、皆で守る。」ことが大切であるとの認識を持ち、平常時から食料、飲料水等の備蓄や防災訓練への参加等の事前の準備を行うとともに、発災時には自らの安全を守る行動、初期消火活動、近隣の要配慮者等の救助、避難所における自発的行動等、自主防災組織、消防団、企業、ボランティア等と連携した防災活動を実施することが重要です。</p> <p>第3 市民及び企業等の責務</p> <p>1 市民</p> <p>ア 「自らの身は、自ら守る」という自主防災の観点から、最低3日分、推奨1週間分の食料・飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄や家具・ブロック塀等の転倒防止対策、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくり、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等、自らが防災対策を行います。</p> <p>3 ボランティア</p> <p>ア 災害救援のため活動するボランティアは、日頃から、地域・行政・関係機関が開催する防災に関する研修会や訓練等に協力・参加し、関係者との連携を深めるよう努めます。</p>

## 令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
P20	<p>イ 災害救援のため活動する<u>NPO・ボランティア</u>は、災害時の活動の際には、食料、飲料水を携行し、ごみは持ち帰る等できる限り自己完結型の活動に努めるとともに、被災地の状況を把握し、被災者の心情を勘案して活動します。また、<u>NPO・ボランティア</u>相互の連絡を取り合い、効果的な活動に努めます。</p> <p>第4 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p>(11) 関東総合通信局</p> <p>(略)</p> <p>エ <u>通信サービス事業者</u>及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること</p>	<p>イ 災害救援のため活動するボランティアは、災害時の活動の際には、食料、飲料水を携行し、ごみは持ち帰る等できる限り自己完結型の活動に努めるとともに、被災地の状況を把握し、被災者の心情を勘案して活動します。また、ボランティア相互の連絡を取り合い、効果的な活動に努めます。</p> <p>第4 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p>(11) 関東総合通信局</p> <p>(略)</p> <p>エ <u>電気通信事業者</u>及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること</p>
P21	<p>4 指定公共機関</p> <p>(11) <u>独立行政法人</u> 国立病院機構</p>	<p>4 指定公共機関</p> <p>(11) 国立病院機構</p>
P22	<p>5 指定地方公共機関等</p> <p>(2) バス機関 (箱根登山バス(株)、伊豆箱根<u>バス</u>(株)、神奈川中央交通(株)、富士急湘南バス(株))</p> <p>ア 被災地の人員輸送の確保</p> <p>イ 災害時の応急輸送対策</p> <p><u>ウ 災害対策用物資の輸送確保</u></p>	<p>5 指定地方公共機関等</p> <p>(2) バス機関 (箱根登山バス(株)、伊豆箱根<u>鉄道</u>(株)、神奈川中央交通(株)、富士急湘南バス(株))</p> <p>ア 被災地の人員輸送の確保</p> <p>イ 災害時の応急輸送対策</p>

## 令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
P23	<p>(3) 公益社団法人神奈川県医師会、一般社団法人神奈川県歯科医師会、公益社団法人神奈川県薬剤師会、<u>公益社団法人神奈川県栄養士会</u>、<u>公益社団法人神奈川県看護協会</u>、<u>地方独立行政法人神奈川県立病院機構</u> (略)</p> <p>(5) 水道用水供給事業者及び専用水道管理者 ア 県、市町村が行う被害状況調査及び応急給水対策への協力 イ 応急給水活動用資機材及び災害復旧用資機材の整備 6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 (7) 病院等医療施設の管理者 ア <u>避難施設の整備、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施</u> (略) (8) 社会福祉施設の管理者 ア <u>避難施設の整備、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施</u> (略) (9) 学校法人 ア <u>避難施設の整備、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施</u> (略)</p>	<p>(3) 公益社団法人神奈川県医師会、一般社団法人神奈川県歯科医師会、公益社団法人神奈川県薬剤師会、公益社団法人神奈川県看護協会 (略)</p> <p>(5) 水道用水供給事業者、<del>組合営水道事業者</del>及び専用水道管理者 ア 県、市町村が行う被害状況調査及び応急給水対策への協力 イ 応急給水活動用資機材及び災害復旧用資機材の整備 6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 (7) 病院等医療施設の管理者 ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施 (略) (8) 社会福祉施設の管理者 ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施 (略) (9) 学校法人 ア 避難施設の整備及び避難訓練 (略)</p>
P26	<p>第2章 都市の安全性の向上 第1節 計画的な土地利用と市街地整備の推進 第4 造成地の災害防止対策</p>	<p>第2章 都市の安全性の向上 第1節 計画的な土地利用と市街地整備の推進 第4 造成地の災害防止対策</p>

## 令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
P28	<p>市は、造成地に発生する災害の防止については、宅地造成等規制法第8条第1項、都市計画法第29条第1項及び建築基準法第6条第1項において、それぞれの規定に基づき宅地造成、開発許可及び建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を積極的に実施します。また、法規制前の宅地造成地に対しての市民の安全を確保するため、市関係各課と密接な連絡をとり、造成地の災害防止に万全を期するものとします。</p> <p>第2節 防災空間の確保</p> <p>第1 防災緑地空間の保全と確保</p> <p>都市公園や緑地は、震災発生時に、避難場所あるいは救援活動の拠点として機能するという防災上重要な役割を担うばかりでなく、輻射熱の遮断や火災の延焼防止に有効であり、また、街路樹や植栽帯が震災発生時の被害の軽減に役立つことから、防災機能も考慮した公園施設として、市総合計画に基づく公園、緑地の整備を推進するとともに、緑道、街路樹、民有地等の緑化にも努めます。</p>	<p>市は、造成地に発生する災害の防止については、宅地造成等規制法第8条第1項に基づき県知事に申し出を行うとともに、<del>都市計画法</del>第29条第1項、建築基準法第6条第1項において、それぞれの規定に基づき宅地造成、開発許可及び建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を積極的に実施します。また、法規制前の宅地造成地に対しての市民の安全を確保するため、市関係各課と密接な連絡をとり、造成地の災害防止に万全を期するものとします。</p> <p>第2節 防災空間の確保</p> <p>第1 防災緑地空間の保全と確保</p> <p>都市公園や緑地は、震災発生時に、避難場所あるいは救援活動の拠点として機能するという防災上重要な役割を担うばかりでなく、輻射熱の遮断や火災の延焼防止に有効であり、また、街路樹や植栽帯が震災発生時の被害の軽減に役立つことから、防災機能も考慮した公園施設として、市総合計画に基づく公園、緑地の整備を推進するとともに、緑道、街路樹、<del>グリーンベルト</del>、民有地等の緑化にも努めます。</p>
P31	<p>第4節 津波対策</p> <p>第2 津波に強いまちづくり (削除)</p>	<p>第4節 津波対策</p> <p>第2 津波に強いまちづくり</p> <p><del>3 「津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）」の適切な運用</del></p>

## 令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p><u>3 公共施設、要配慮者に関わる施設等の整備</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>第3 津波災害対策に向けた取組</u></p> <p><u>1 津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律123号)に基づく取り組み</u></p> <p><u>津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項により、市内における「津波浸水想定」に基づき、知事が警戒体制を特に整備すべき土地の区域を「津波災害警戒区域」として令和元年12月24日に指定を行いました。</u></p> <p><u>これにより、市は、次の事項について定めます。</u></p> <p><u>(1) 警戒区域ごとに津波情報等の収集及び伝達並びに津波警報等の発令及び伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、</u></p>	<p>県と連携協力して、「津波防災地域づくりに関する法律」の適切な運用に努めます。</p> <p><del>4 公共施設、要配慮者に関わる施設等の整備</del></p> <p><del>5 津波災害警戒区域等の指定の検討</del></p> <p><del>津波が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域について、県は、市の意見を踏まえ、津波災害警戒区域等の指定を検討します。</del></p> <p><del>市域において津波災害警戒区域等の指定があったとき、市は、当該区域ごとにおける避難体制の整備や、津波に関する情報を住民に周知するための印刷物を配布するなど、必要な措置を講じます。</del></p>

## 令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p><u>津波に係る防災訓練に関する事項その他警戒区域における津波による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項</u></p> <p><u>(2) 警戒区域内の、次の施設（以下「避難促進施設」という。）であって、利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものの名称及び所在地</u></p> <p><u>ア 社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）</u></p> <p><u>(3) 地域防災計画に名称及び所在地を定められた避難促進施設の利用者の津波発生時における円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波情報等及び津波警報等の伝達に関する事項</u></p> <p><u>2 市の取り組み</u></p> <p><u>市は、情報伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知するため、基準水位を表示した図面にこれらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じます。</u></p> <p><u>また、津波浸水想定を踏まえ、計画の中で様々な主体が実施するハード・ソフト施策を如何に組み合わせ、最大クラスの津波に対応してどのように津波防災地域づくりを進めていくか推進計画を定め、推進します。</u></p> <p><u>3 避難促進施設の取り組み</u></p>	

## 令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
P31	<p><u>避難促進施設の所有者又は管理者は、単独又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練・防災教育の実施に関する事項その他利用者の津波発生時の迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項の計画を作成し、市長に報告するとともに、公表します。また、当該計画に基づき避難訓練を実施し、その結果を市長に報告します。</u></p> <p>第4 津波避難施設の整備 (略)</p> <p>第5 伝達監視体制の整備 (略)</p> <p>第6 避難対策 (略)</p> <p>第7 津波知識の啓発 (略)</p> <p>第5 避難対策 2 避難体制の整備 市は、津波発生時における適切な避難対策を実施するため、地域住民と協働して津波避難計画を早期に策定し、避難場所、避難経路の周知を図るとともに、「避難勧告等に関するガイドライン」を参考に避難勧告及び指示の発令の判断基準や具体的な考え方等を定めま</p>	<p>第3 津波避難施設の整備 (略)</p> <p>第4 伝達監視体制の整備 (略)</p> <p>第5 避難対策 (略)</p> <p>第6 津波知識の啓発 (略)</p> <p>第5 避難対策 2 避難体制の整備 市は、津波発生時における適切な避難対策を実施するため、地域住民と協働して津波避難計画を早期に策定し、避難場所、避難経路の周知を図るとともに、「避難勧告等に関するガイドライン(平成29年1月)」を参考に避難勧告及び指示の発令の判断基準や具体的な考</p>

令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
P33	<p>す。</p> <p>また、避難計画を策定する場合には、要配慮者等、避難について特に配慮を要する者の津波からの避難について留意します。</p> <p>＜津波避難指示（緊急）等の市民への伝達手段＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災行政無線</li> <li>・ サイレン、半鐘</li> <li>・ 広報車</li> <li>・ 市ホームページ</li> <li>・ <u>Jアラート</u></li> <li>・ 緊急速報メール</li> <li>・ J:COM チャンネル小田原データ放送</li> <li>・ FMおだわら</li> <li>・ 防災メール</li> <li>・ <u>Lアラート等</u></li> </ul> <p>第4節 津波対策</p> <p>第6 津波知識の啓発</p> <p>1 津波防災意識の啓発</p> <p>(略)</p> <p>＜津波に対する心得＞</p> <p>一般編</p> <p>① 過去の津波経験にとらわれず、強い<u>揺れ</u>（震度4程度以上）もしくは長時間のゆっくりした揺れを感じたら、すぐ海浜から離れ、付近の高台等に避難する。</p> <p>(略)</p> <p>船舶編</p> <p>① 強い<u>揺れ</u>を感じたときは、すぐに港外の水深の深い、広い海域へ</p>	<p>え方等を定めます。</p> <p>また、避難計画を策定する場合には、要配慮者等、避難について特に配慮を要する者の津波からの避難について留意します。</p> <p>＜津波避難指示（緊急）等の市民への伝達手段＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災行政無線</li> <li>・ サイレン、半鐘</li> <li>・ 広報車</li> <li>・ 市ホームページ</li> <li>・ 緊急速報メール</li> <li>・ <del>テレビ神奈川データ放送</del></li> <li>・ J:COM チャンネル小田原データ放送</li> <li>・ FMおだわら</li> <li>・ 防災メール 等</li> </ul> <p>第4節 津波対策</p> <p>第6 津波知識の啓発</p> <p>1 津波防災意識の啓発</p> <p>(略)</p> <p>＜津波に対する心得＞</p> <p>一般編</p> <p>① 過去の津波経験にとらわれず、強い<u>地震</u>（震度4程度以上）もしくは長時間のゆっくりした揺れを感じたら、すぐ海浜から離れ、付近の高台等に避難する。</p> <p>(略)</p> <p>船舶編</p> <p>① 強い<u>地震</u>を感じたときは、すぐに港外の水深の深い、広い海域へ</p>

## 令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
P34	<p>退避する。</p> <p>5 津波訓練の実施 (略)</p> <p>さらに、津波災害を想定した訓練の実施にあたっては、最大クラスの津波や<u>最も早い津波の到達時間</u>を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めます。</p> <p>第5節 土砂災害対策 第2 警戒避難体制の整備 1 土砂災害に関する情報の収集及び伝達</p> <p>大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より嚴重な警戒が必要な場合に、市の防災活動や住民の避難行動を支援するために、県と気象庁が共同で発表する土砂災害警戒情報のほかに、パトロールや市民からの通報等を収集し、必要に応じて<u>警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始、警戒レベル4 避難勧告・避難指示（緊急）、警戒レベル5 災害発生情報</u>を発令します。避難情報等は防災行政無線等により、迅速かつ正確に市民に伝達します。</p>	<p>退避する。</p> <p>5 津波訓練の実施 (略)</p> <p>さらに、津波災害を想定した訓練の実施にあたっては、最大クラスの津波や<u>その到達時間</u>を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めます。</p> <p>第5節 土砂災害対策 第2 警戒避難体制の整備 1 土砂災害に関する情報の収集及び伝達</p> <p>大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より嚴重な警戒が必要な場合に、市の防災活動や住民の避難行動を支援するために、県と気象庁が共同で発表する土砂災害警戒情報のほかに、パトロールや市民からの通報等を収集し、必要に応じて避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を発令します。避難情報等は防災行政無線等により、迅速かつ正確に市民に伝達します。</p>
P35	<p>第6節 ライフラインの安全対策 第1 上水道</p> <p>市の施設には非常用発電装置を設置していない施設もあり、停電時にも安定供給するため、非常用発電装置等の設置を<u>推進</u>します。ま</p>	<p>第6節 ライフラインの安全対策 第1 上水道</p> <p>市の施設には非常用発電装置を設置していない施設もあり、停電時にも安定供給するため、非常用発電装置等の設置を<u>検討</u>します。ま</p>

## 令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p>た、老朽化した配水池については改修を行うとともに、主要な施設については、耐震診断や劣化調査を実施し、診断調査結果に基づく改修補強対策を講じ、耐震性能の向上に努めます。管路については、耐震性の向上を図るため送水管や配水管の老朽化や重要性等に基づき、順次更新します。</p> <p>第2 下水道</p> <p>市では、汚水管きよの<u>地震対策</u>として、<u>広域避難所(指定避難所)の下流や緊急輸送道路下などに埋設されている重要な管きよに対し</u>、優先順位をつけながら計画的に耐震機能の向上に努めています。</p> <p>また、停電時における<u>機能停止に備え</u>、マンホールポンプへの非常用発電機等を<u>確保するとともに</u>、停電した際の<u>応急復旧体制</u>を整備します。</p> <p>第5 <u>通信サービス</u></p> <p><u>通信サービス事業者</u>は、建物や無線鉄塔等の耐震化、中継ケーブルの複数ルート分散、災害対策機器類の配備等を行っています。また、輻輳対策として、東日本電信電話(株)は「災害用伝言ダイヤル(171)」、「災害用伝言板(web171)」を、携帯電話事業者は「災害用伝言板」を運用することとしています。</p>	<p>た、容量不足の配水池については増設を行い、老朽化した配水池については改修を行うとともに、主要な施設については、耐震診断や劣化調査を実施し、診断調査結果に基づく改修補強対策を講じ、耐震性能の向上に努めます。管路については、耐震性の向上を図るため送水管や配水管の老朽化や重要性等に基づき、順次更新します。</p> <p>第2 下水道</p> <p>市では、汚水管きよの耐震化対策として、広域避難所等の排水を受ける管きよや緊急輸送道路等の重要度が高い道路に埋設されている管きよのほか、劣化・損壊状況調査により老朽化が進んだ管きよについて、優先順位をつけながら改築・更新を行う等、計画的に耐震機能の向上に努めています。</p> <p>また、停電時に備え、マンホールポンプへの非常用発電装置等の臨時的な電気供給を検討するとともに、停電した際の汚水処理体制を整備します。</p> <p>第5 電話</p> <p>電気通信事業者は、建物や無線鉄塔等の耐震化、中継ケーブルの複数ルート分散、災害対策機器類の配備等を行っています。また、輻輳対策として、東日本電信電話(株)は「災害用伝言ダイヤル(171)」、「災害用伝言板(web171)」を、携帯電話事業者は「災害用伝言板」を運用することとしています。</p>

## 令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
P38	<p>第9節 建築物の安全確保対策</p> <p>市は、大規模地震対策特別措置法第3条第1項による「地震防災対策強化地域」に指定されていることから、建築物の耐震性の強化及び、<u>安全性の確保を促進し地震災害による被害の拡大を事前に防止する必要があります。</u></p> <p>このため、建築物に対する耐震診断・耐震補強工事、及び維持保全対策や落下物対策及びブロック塀対策等個々の防災対策を総合的な対策として位置付け、効果的な指導を推進していきます。</p> <p>第1 防災意識の啓発</p> <p>防災意識の啓発は、継続的に実施することが特に重要で効果的です。平成28年熊本地震では、強い揺れや余震が続くことで多くの建物被害が発生しました。</p> <p>そこで、揺れの怖さの再認識を促すとともに、既存建築物等の耐震化に関する知識を普及させるため、建築物等の所有者や管理者に対し、<u>戸別訪問の実施等</u>、耐震診断及び補強対策等の重要性の啓発を行い、パンフレット等を作成・配布するとともに、相談窓口の開設、説明会の開催等を関係団体の協力を得て実施します。</p> <p>第2 既存建築物の耐震性の強化</p> <p>既存建築物の耐震性の強化は貴重な人命を守る上で重要であり、現行の耐震基準以前に建てられた建築物に対しては、その積極的な</p>	<p>第9節 建築物の安全確保対策</p> <p>市は、大規模地震対策特別措置法第3条第1項による「地震防災対策強化地域」に指定されていることから、建築物の耐震性の強化及び津波に対する安全性の確保を促進し地震災害による被害の拡大を事前に防止する必要があります。</p> <p>このため、建築物に対する耐震診断・耐震補強工事、<del>防災診断・</del>防災改修及び維持保全対策や落下物対策及びブロック塀対策等個々の防災対策を総合的な対策として位置付け、効果的な指導を推進していきます。</p> <p>第1 防災意識の啓発</p> <p>防災意識の啓発は、継続的に実施することが特に重要で効果的です。平成28年熊本地震では、強い揺れや余震が続くことで多くの建物被害が発生しました。</p> <p>そこで、揺れの怖さの再認識を促すとともに、既存建築物等の耐震化に関する知識を普及させるため、建築物等の所有者や管理者に対し、耐震診断及び補強対策等の重要性の啓発を行い、パンフレット等を作成・配布するとともに、相談窓口の開設、説明会の開催等を関係団体の協力を得て実施します。</p> <p>第2 既存建築物の耐震性の強化(震前対策)</p> <p>既存建築物の耐震性の強化は貴重な人命を守る上で重要であり、現行の耐震基準以前に建てられた建築物に対しては、その積極的な</p>

令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p>推進を図ることが肝要です。</p> <p>市は、県内各自治体や関係団体との連携を図るとともに「小田原市耐震改修促進計画（平成28年3月）」に基づき、<u>昭和56年以前に新耐震設計基準によらずに建築された建築物について、総合的かつ計画的に既存建築物の耐震化を推進します。</u></p> <p>ア（略）</p> <p>イ 民間建築物の耐震性の向上を図るため、多数の者が利用する建築物の所有者等に対する耐震診断、耐震補強工事の指導・助言や普及・啓発を行うとともに、<u>補助事業を実施し、耐震性の向上を積極的に促進します。</u></p> <p>ウ 緊急輸送道路等道路沿いや危険物を保管している建築物に対し、<u>補助事業を実施し、耐震性の向上を積極的に促進します。</u></p> <p>エ <u>木造住宅耐震診断費補助、耐震改修費補助事業</u>を実施し、木造住宅の耐震性の向上又は<u>除却</u>を積極的に促進します。</p> <p>第3 既存建築物等の防災対策の推進 (削除)</p> <p><u>2</u> 建築物の不燃化 (略)</p>	<p>推進を図ることが肝要です。</p> <p>市は、県内各自治体や関係団体との連携を図るとともに「小田原市耐震改修促進計画（平成28年3月）」に基づき、総合的かつ計画的に既存建築物の耐震化を推進します。</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 民間建築物の耐震性の向上を図るため、<u>「小田原市耐震改修促進計画」に基づき、</u>多数の者が利用する建築物の所有者等に対する耐震診断、耐震補強工事の指導・助言や普及・啓発を実施します。</p> <p>ウ 緊急輸送道路等道路沿いや危険物を保管している建築物に対し、耐震性の向上を積極的に促進します。</p> <p>エ 居住用木造家屋建築物耐震診断費補助、耐震補強工事等補助事業を実施し、<u>旧耐震基準で建築された木造住宅の耐震性の向上を積極的に促進します。</u></p> <p>第3 既存建築物等の防災対策の推進</p> <p><del>2</del> <del>新耐震設計基準によらない建築物の耐震化対策</del></p> <p><del>「小田原市耐震改修促進計画」に基づき、昭和56年以前に新耐震設計基準によらずに建築された建築物について、「耐震診断費補助」と「耐震補強工事費補助」を給付し、耐震化を促進します。</del></p> <p><del>3</del> 建築物の不燃化 (略)</p>

## 令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
P39	<p><u>3 住宅の倒壊対策</u></p> <p><u>災害時に家屋が倒壊した場合においても、屋内に安全な空間を作り出し、生命、身体の防護を図ることのできる耐震シェルター等の設置に関して、補助制度等についての周知を行うなど、住宅の倒壊から命を守る取組を推進していきます。</u></p> <p>4 ブロック塀、石塀等の対策</p> <p>ブロック塀等を新設又は改修しようとする設置者に、建築基準法施行令第62条の8に定める技術基準の遵守を指導します。</p> <p><u>また、ブロック塀等の安全確保に関する事業として、大規模災害時に主要な避難経路となりうる、各学校が定める通学路沿いなどの危険なブロック塀等の撤去に関して、補助制度等についての周知を行うなど、安全なまちづくりを推進していきます。</u></p>	<p>(新規)</p> <p>4 ブロック塀、石塀等の対策</p> <p>ブロック塀等を新設又は改修しようとする設置者に、建築基準法施行令第62条の8に定める技術基準の遵守を指導します。</p>
P40	<p>第3章 災害時応急活動事前対策の充実</p> <p>第1節 災害時情報収集・提供体制の拡充</p> <p>第1 災害情報等の収集・災害情報受伝達体制の充実</p> <p>3 防災情報システムの活用</p> <p>地震、風水害及びその他の災害時における迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、市防災情報システムが平成13年3月より稼働しています。</p> <p><u>また、厚生労働省により、平成26年8月に改修・整備された広域災害救急医療情報システム(EMIS)を活用し、都道府県を超えて</u></p>	<p>第3章 災害時応急活動事前対策の充実</p> <p>第1節 災害時情報収集・提供体制の拡充</p> <p>第1 災害情報等の収集・災害情報受伝達体制の充実</p> <p>3 防災情報システムの活用</p> <p>地震、風水害及びその他の災害時における迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、市防災情報システムが平成13年3月より稼働しています。</p> <p>今後は、他システムとの連携等により、より高度な活用を図ります。</p>

令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
P41	<p><u>医療機関の稼働状況などの災害医療に関わる情報を共有し、被災地域で迅速かつ適切に医療救護に関する情報を集約・提供することで他機関との円滑な連携を図ります。</u></p> <p>今後は、他システムとの連携等により、より高度な活用を図ります。</p> <p><u>5 災害状況の把握</u></p> <p><u>災害の状況等により、必要と判断される場合は、災害時応援協定に基づき、協定締結先に無人航空機（ドローン）の派出を要請し、情報収集に努めます。</u></p> <p>第2 被災者支援</p> <p>市は、被災者を支援するため、災害発生後の時間経過に応じた情報の収集、提供を行う体制の整備に努めます。</p> <p>なお、支援情報は、防災行政無線等の伝達手段によるほか、報道機関の協力を得て的確に提供するように努めます。その際、<u>情報通信技術の発達を踏まえ、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSなど、ICTの防災施策への積極的な活用を図り、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、避難所以外で避難生活を送る避難者、応急仮設住宅として提供される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者にも配慮した提供方法とするよう努めます。</u></p> <p>また、市民や広域避難所、救護活動拠点等への情報提供について、</p>	<p>(新規)</p> <p>第2 被災者支援</p> <p>市は、被災者を支援するため、災害発生後の時間経過に応じた情報の収集、提供を行う体制の整備に努めます。</p> <p>なお、支援情報は、防災行政無線等の伝達手段によるほか、報道機関の協力を得て的確に提供するように努めます。その際、要配慮者にも配慮した提供方法とするよう努めます。</p> <p>また、<del>市は、</del>市民や広域避難所、救護活動拠点等への情報提供について、不特定多数の人が情報を得やすいインターネット等各種通信手段を活用できる体制の整備に努めます。</p>

## 令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
P48	<p><u>不特定多数の人が情報を得やすいインターネット等各種通信手段を活用できる体制の整備や、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めます。</u></p> <p>第5節 避難対策</p> <p>第3 広域避難所の運営</p> <p>「神奈川県避難所マニュアル策定指針」をもとに、自治会代表者等地域住民の代表、施設管理者及び市職員で構成する広域避難所運営委員会を設置します。</p> <p>各広域避難所運営委員会は市の支援を受け、地域ごとに広域避難所運営マニュアルを作成し、広域避難所の円滑な運営を図ります。</p> <p>さらに、広域避難所での生活環境を常に良好なものとするため、バリアフリー化などの施設の改良等による要配慮者への支援、避難者のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に十分配慮します。<u>また、市では、同性カップルやトランスジェンダーなどといった性的マイノリティの方に対し、適切な配慮や支援ができるよう啓発に努めます。</u></p>	<p>第5節 避難対策</p> <p>第3 広域避難所の運営</p> <p>「神奈川県避難所マニュアル策定指針」をもとに、自治会代表者等地域住民の代表、施設管理者及び市職員で構成する広域避難所運営委員会を設置します。</p> <p>各広域避難所運営委員会は市の支援を受け、地域ごとに広域避難所運営マニュアルを作成し、広域避難所の円滑な運営を図ります。</p> <p>さらに、広域避難所での生活環境を常に良好なものとするため、バリアフリー化などの施設の改良等による要配慮者への支援、避難者のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に十分配慮します。</p>
P50	<p>第8 ペット対策</p> <p>飼主不明・飼育困難なペットの保護・収容は、県や県獣医師会が窓口となり、発災時に仮設動物救護センターを設置して対応しますが、仮設動物救護センターが稼働し始めるまでの対応については、</p>	<p>第8 ペット対策</p> <p>飼主不明・飼育困難なペットの保護・収容は、県や県獣医師会が窓口となり、発災時に仮設動物救護センターを設置して対応しますが、仮設動物救護センターが稼働し始めるまでの対応については、</p>

## 令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
P51	<p>市が（公社）神奈川県獣医師会西湘支部と協議し決定します。</p> <p>市は、広域避難所におけるペットの受け入れについて、ガイドラインに基づき、ペットとの避難のルール等について周知します。</p> <p>第6節 要配慮者に対する対策</p> <p>第1 避難誘導及び生活支援体制の整備</p> <p>1 避難行動要支援者名簿等の作成</p> <p>ウ 名簿及び所在マップは名簿情報について<u>避難行動要支援者の同意を得ることにより</u>プライバシーに十分配慮し、平常時から、避難支援等の実施に必要な限度で、防災本部長（各自治会長）、消防機関及び民生委員・児童委員等の避難支援等関係者に配付します。なお、所在情報の更新については、民生委員・児童委員の協力のもとに定期的に行うとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めます。</p>	<p>市が（公社）神奈川県獣医師会西湘支部と協議し決定します。</p> <p>市は、広域避難所におけるペットの受け入れについて、ガイドラインに基づき、ペットとの<u>同行</u>避難のルール等について周知します。</p> <p>第6節 要配慮者に対する対策</p> <p>第1 避難誘導及び生活支援体制の整備</p> <p>1 避難行動要支援者名簿等の作成</p> <p>ウ 名簿及び所在マップは<u>避難行動要支援者個人の</u>プライバシーに十分配慮し、平常時から、避難支援等の実施に必要な限度で、防災本部長（各自治会長）、消防機関及び民生委員・児童委員等の避難支援等関係者に配付します。なお、所在情報の更新については、民生委員・児童委員の協力のもとに定期的に行うとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めます。</p>
P51	<p><u>2 避難計画の策定</u></p> <p>市は、「<u>避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針</u>」を参考に、<u>避難支援等関係者と連携した、避難行動要支援者に対する具体的な避難方法等</u>についての個別計画の策定に努めます。</p> <p><u>3 緊急通報システム等の整備</u></p> <p><u>4 生活支援</u></p>	<p>(新規)</p> <p><del>2</del> 緊急通報システム等の整備</p> <p><del>3</del> 生活支援</p>

## 令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
P53	<p><u>5</u> 医療体制の整備</p> <p><u>6</u> 防災知識の普及・啓発</p> <p>第2 社会福祉施設対策</p> <p><u>6 避難確保計画の作成</u></p> <p><u>市地域防災計画に名称及び所在地を定められた洪水予報河川または水位周知河川の浸水想定区域、土砂災害警戒区域内及び津波災害警戒区域内の避難促進施設である施設等の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し市へ提出するとともに、それぞれの災害の発生を想定した避難訓練を実施し市に報告します。</u></p>	<p><del>4</del> 医療体制の整備</p> <p><del>5</del> 防災知識の普及・啓発</p> <p>第2 社会福祉施設対策 (新規)</p>
P54	<p>第7節 孤立化地域への対策</p> <p>第2 予防対策</p> <p>1 市民への周知</p> <p>土砂災害ハザードマップや津波ハザードマップ等の配布により、土砂災害警戒区域や津波災害警戒区域、また、危険区域からの避難方法等について市民へ周知します。</p> <p>(略)</p>	<p>第7節 孤立化地域への対策</p> <p>第2 予防対策</p> <p>1 市民への周知</p> <p>土砂災害ハザードマップや津波ハザードマップ等の配布により、土砂災害危険箇所や津波による浸水区域、また、危険区域からの避難方法等について市民へ周知します。</p> <p>(略)</p>
P55	<p>第8節 食料、飲料水及び生活必需品の供給対策</p> <p>第1 食料、飲料水及び生活必需品の備蓄及び確保</p>	<p>第8節 食料、飲料水及び生活必需品の供給対策</p> <p>第1 食料、飲料水及び生活必需品の備蓄及び確保</p>

## 令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
P61	<p>2 飲料水の確保</p> <p>市は、1人1日3リットル<u>の飲料水を3日分確保すること</u>を目標とするとともに、生活用水の確保に努めます。</p> <p>第4 市民・企業等の備蓄</p> <p>市は、災害時にライフラインの供給や食料等の流通が途絶えることを考慮し、市民及び企業等に、最低3日分、推奨1週間分の食料や飲料水<u>(1人3リットルが1日分の目安)</u>、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（常備薬、おくすり手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備に努めるよう啓発します。</p> <p>第12節 建築物等対策（危険度判定、応急修理）</p> <p>第1 被災建築物の震後対策</p> <p>1 応急危険度判定体制の整備</p> <p>大規模地震により被災した建築物が余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定活動を応急危険度判定士（知事の認定を受けた民間建築士及び被災していない地域の行政職員等）の協力を得て行います。<u>特に広域避難所(指定避難所)等は迅速な対応が必要です。そのため、民間建築士団体との協定等に基づき、地震後速やかに応急危険度判定士（知事の認定を受けた民間建築士）の協力を得られるよう、研修や訓練を通じて協力体制を充実させます。</u></p> <p>被災建築物の応急危険度判定体制は資料12-1のとおりです。</p>	<p>2 飲料水の確保</p> <p>市は、1人1日3リットルを目標として<del>飲料水の確保に努めると</del>ともに、生活用水の確保に努めます。</p> <p>第4 市民・企業等の備蓄</p> <p>市は、災害時にライフラインの供給や食料等の流通が途絶えることを考慮し、市民及び企業等に、最低3日分、推奨1週間分の食料や飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（常備薬、おくすり手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備に努めるよう啓発します。</p> <p>第12節 建築物等対策（危険度判定、応急修理）</p> <p>第1 被災建築物の震後対策</p> <p>1 応急危険度判定体制の整備</p> <p>大規模地震により被災した建築物が余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定活動を応急危険度判定士（知事の認定を受けた民間建築士及び被災していない地域の行政職員等）の協力を得て行います。</p> <p>被災建築物の応急危険度判定体制は資料12-1のとおりです。</p>

## 令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
P62	<p>第13節 ライフラインの応急復旧対策</p> <p>第1 上水道</p> <p>市では、災害により電力の供給が停止した場合に備え、非常用発電機装置等の設備や応急復旧資機材の整備を進め、また、原水の高濁度化に備え必要な薬品貯蔵に努めています。さらに、<u>公益社団法人日本水道協会会員である各水道事業者間等</u>の相互応援や工事業者との協力に関する協定を締結しています。</p> <p>また、災害時には医療機関や社会福祉施設、避難所等防災上重要な建築物が配置されている地域を考慮に入れた計画的な応急復旧に努めます。</p> <p>第2 下水道</p> <p><u>応急復旧を円滑に進めるために、非常用発電機や非常時エンジンポンプなど応急復旧用資機材の備蓄を図ります。また、災害時の所要人員や資機材を補うために、組合や協会などと協定を締結しています。資機材の配置や人員の動きについては、適宜マニュアルを見直し、体制強化に努めています。</u></p> <p>第5 <u>通信サービス</u></p> <p>東日本電信電話(株)は、停電時に備え、非常用発電機と蓄電池を配備するとともに、移動電源車、移動無線車等の配備を行うとともに、災害時には、行政側にて避難場所に<u>災害時用公衆電話(特設公衆電</u></p>	<p>第13節 ライフラインの応急復旧対策</p> <p>第1 上水道</p> <p>市では、災害により電力の供給が停止した場合に備え、非常用発電機装置等の設備や応急復旧資機材の整備を進め、また、原水の高濁度化に備え必要な薬品貯蔵に努めています。さらに、各水道事業者間の相互応援や工事業者との協力に関する協定を締結しています。</p> <p>また、災害時には医療機関や社会福祉施設、避難所等防災上重要な建築物が配置されている地域を考慮に入れた計画的な応急復旧に努めます。</p> <p>第2 下水道</p> <p><del>災害を未然に防ぐため、保守点検を行い必要に応じて補修又は、改良に努めます。</del></p> <p><del>また、具体的な復旧活動のマニュアル整備を進め、国、県等との広域的な支援体制の充実、復旧用資機材の備蓄強化を図り、災害時には早期に復旧するよう対策をさらに進めます。</del></p> <p>第5 <del>電話・</del>通信</p> <p>東日本電信電話(株)は、停電時に備え、非常用発電機と蓄電池を配備するとともに、移動電源車、移動無線車及びポータブル衛星車等の配備を行うとともに、災害時には、行政側にて避難場所に特設公</p>

## 令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
P63	<p><u>話</u>)を設置して、被災者等の通信確保に努めるものとします。また、利用の際は、東日本電信電話(株)神奈川事業部に利用を開始した設置場所等情報を通知します。</p> <p>(略)</p> <p>第14節 広域応援体制の拡充</p> <p>第3 応援機関との連携強化</p> <p>市は、相互応援協定に基づく他自治体からの応援活動を確保するため、応援受入体制を整えます。また、発災時における国内、国外からのボランティアの支援申し入れが適切に活かされるよう、県及び関係機関等と連携し、受入体制等の整備に努めます。</p> <p>相互応援協定の締結にあたっては、近隣の自治体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する自治体との間の協定も締結していきます。</p> <p><u>また、全国の地方公共団体の人的資源を活用して被災市区町村を支援するための応援職員派遣の仕組みとして、国が整備している被災市区町村応援職員確保システム（災害マネジメント総括支援員等による支援を含む。）を市は、適切に活かしていきます。</u></p>	<p>衆電話を設置して、被災者等の通信確保に努めるものとします。また、利用の際は、東日本電信電話(株)神奈川事業部に利用を開始した設置場所等情報を通知します。</p> <p>(略)</p> <p>第14節 広域応援体制の拡充</p> <p>第3 応援機関との連携強化</p> <p>市は、相互応援協定に基づく他自治体からの応援活動を確保するため、応援受入体制を整えます。また、発災時における国内、国外からのボランティアの支援申し入れが適切に活かされるよう、県及び関係機関等と連携し、受入体制等の整備に努めます。</p> <p>相互応援協定の締結にあたっては、近隣の自治体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する自治体との間の協定も締結していきます。</p>
P64	<p>第15節 災害廃棄物の処理対策</p>	<p>第15節 災害廃棄物等の処理対策</p>

## 令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p>第2 災害廃棄物の処理・処分計画の策定等</p> <p>市は、<u>災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や、運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すよう努めます。</u></p> <p>第3 震災時の相互協力体制の整備</p> <p>市は、周辺の市町村や廃棄物関係団体と調整し、震災時の相互協力体制の整備に努めます。</p> <p>市は、<u>県、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築し、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めます。</u></p>	<p>第2 災害廃棄物等の処理・処分計画の策定等</p> <p>市は、生活ごみや震災によって生じた災害廃棄物の一時保管場所である仮置場の配置計画、災害廃棄物等の処理・処分計画をあらかじめ策定することなどにより、震災時における応急体制の確保に努めます。</p> <p>第3 震災時の相互協力体制の整備</p> <p>市は、周辺の市町村や廃棄物関係団体と調整し、震災時の相互協力体制の整備に努めます。</p>
P65	<p>第16節 市民の自主防災活動・ボランティア活動等の拡充強化</p> <p>第1 市民等への周知</p> <p>市は、最低3日分、推奨1週間分の食料・飲料水（<u>1人3リットルが1日分の目安</u>）、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（常備薬、おくすり手帳、懐中電灯、ラジオ等）の準備、建物の耐震補強、家具・ブロック塀等の転倒防止等の実施、消火器、</p>	<p>第16節 市民の自主防災活動・ボランティア活動等の拡充強化</p> <p>第1 市民等への周知</p> <p>市は、最低3日分、推奨1週間分の食料・飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（常備薬、おくすり手帳、懐中電灯、ラジオ等）の準備、建物の耐震補強、家具・ブロック塀等の転倒防止等の実施、消火器、浴槽での水の確保、ブレーカーの</p>

## 令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
P68	<p>浴槽での水の確保、ブレーカーの遮断等火災予防対策、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくり等、家庭での予防・安全対策・災害時行動についての周知徹底を図ります。 (略)</p> <p>第4 <u>NPO・ボランティア</u>の受入体制づくり</p> <p>1 <u>NPO・ボランティア</u>受入体制の整備</p> <p>市は、県や関係機関等の協力のもと、災害時に<u>NPO・ボランティア</u>の活動拠点となる場所の確保や必要な資機材の調達支援等、市社会福祉協議会、<u>NPO・ボランティア</u>団体等と連携のとれた支援活動を展開できるよう、活動環境の整備に努めます。</p> <p><u>また、市は、自主防災組織や、広域避難所運営委員会等からボランティアのニーズの聞き取りに努めます。</u></p> <p>3 <u>NPO・ボランティア</u>の育成と充実</p> <p><u>市は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとします。</u></p> <p>4 小田原市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの整備</p>	<p>遮断等火災予防対策、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくり等、家庭での予防・安全対策・災害時行動についての周知徹底を図ります。 (略)</p> <p>第4 ボランティアの受入体制づくり</p> <p>1 ボランティア受入体制の整備</p> <p>市は、県や関係機関等の協力のもと、災害時にボランティアの活動拠点となる場所の確保や必要な資機材の調達支援等、市社会福祉協議会、ボランティア団体等と連携のとれた支援活動を展開できるよう、活動環境の整備に努めます。</p> <p>3 ボランティアの育成と充実</p> <p>市は、<del>災害時にボランティアが円滑に活動できるよう、ボランティアに関する意識の啓発に努めるとともに、活動に必要な知識や技術を習得するため市社会福祉協議会等が開催する研修会に対する支援を行います。</del></p> <p><del>また、市が開催する防災訓練への参加を広く呼びかける等、ボランティアの充実を図ります。</del></p> <p>4 小田原市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの整備</p>

## 令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
P70	<p>市は、大規模な地震発生後の復旧・復興にあたり、<u>NPO・ボランティア</u>を円滑に受入れ、効果的な支援活動が展開できるよう、市社会福祉協議会や各種団体等と協働して、市災害ボランティアセンターの設置・運営に関するマニュアルを整備するとともに、随時内容の検証・見直しを行います。</p> <p>第17節 防災知識の普及</p> <p>4 市民の心得</p> <p>(1) 平常時の心得</p> <p>ア 地域の避難所及び家族との連絡方法を確認すること。</p> <p>イ 崖崩れ、出水に注意すること</p> <p>ウ 建物の耐震補強、家具・ブロック塀等の転倒防止等の対策を実施すること。</p> <p>エ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意すること。</p> <p>オ 消火器の準備、浴槽への水の確保等、初期消火に備えること。</p> <p>カ <u>最低3日分、推奨1週間分の食料・飲料水(1人3リットルが1日分の目安)</u>、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品を準備すること。</p> <p>キ 隣近所や自主防災組織との災害時の協力について話し合うこと。</p> <p>ク 自助・共助の精神の重要性について認識すること。</p> <p>(3) 避難時の心得</p>	<p>市は、大規模な地震発生時等に<del>応急対策を実施する</del>にあたり、ボランティアを円滑に受入れ、効果的な支援活動が展開できるよう、市社会福祉協議会や各種団体等と協働して、市災害ボランティアセンターの設置・運営に関するマニュアルを整備するとともに、随時内容の検証・見直しを行います。</p> <p>第17節 防災知識の普及</p> <p>4 市民の心得</p> <p>(1) 平常時の心得</p> <p>ア 地域の避難所及び家族との連絡方法を確認すること。</p> <p>イ 崖崩れ、出水に注意すること</p> <p>ウ 建物の耐震補強、家具・ブロック塀等の転倒防止等の対策を実施すること。</p> <p>エ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意すること。</p> <p>オ 消火器の準備、浴槽への水の確保等、初期消火に備えること。</p> <p>カ 食料・飲料水(最低3日分、推奨1週間分)、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品を準備すること。</p> <p>キ 隣近所や自主防災組織との災害時の協力について話し合うこと。</p> <p>ク 自助・共助の精神の重要性について認識すること。</p> <p>(3) 避難時の心得</p>

## 令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
P71	<p>ア 氏名票（住所、氏名、生年月日、血液型等）を携行すること。</p> <p>イ 最低3日分、推奨1週間分の食料及び飲料水 <u>(1人3リットルが1日分の目安)</u>、常備薬、おくすり手帳、最小限の着替え肌着、懐中電灯等を携行すること。</p> <p>ウ 服装は軽装で素足をさけ、ヘルメットや頭巾等を着用し、雨具や防寒衣を携行すること。</p> <p>エ 前各号のうち平常時から用意できる品物は、非常用袋に入れておくこと。</p> <p>第2 児童生徒等に対する教育</p> <p>市教育委員会、幼稚園及び学校等は、<u>地域の防災力を高めていくため、学校における防災教育の充実、防災に関する教材の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めます。</u></p>	<p>ア 氏名票（住所、氏名、生年月日、血液型等）を携行すること。</p> <p>イ 最低3日分、推奨1週間分の食料及び飲料水、常備薬、おくすり手帳、最小限の着替え肌着、懐中電灯等を携行すること。</p> <p>ウ 服装は軽装で素足をさけ、ヘルメットや頭巾等を着用し、雨具や防寒衣を携行すること。</p> <p>エ 前各号のうち平常時から用意できる品物は、非常用袋に入れておくこと。</p> <p>第2 児童生徒等に対する教育</p> <p>市教育委員会、幼稚園及び学校等は、<del>児童生徒等に対して災害に対する基礎的知識の習得を図るとともに、学校等で実施する防災訓練においては、様々な災害に応じた具体的な行動を取り入れる等、防災教育の徹底に努めます。</del></p>
P80	<p>第4章 災害時の応急活動対策</p> <p>第1節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置</p> <p>第3 動員計画</p> <p>(2) 非常配備</p> <p>警戒宣言等の発令及び地震災害時の動員は、<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表を知ったとき、震度5弱以上の地震が発生したとき、又は大津波警報が発表されたときは、小田原市災害</u></p>	<p>第4章 災害時の応急活動対策</p> <p>第1節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置</p> <p>第3 動員計画</p> <p>(2) 非常配備</p> <p>警戒宣言等の発令及び地震災害時の動員は、<del>東海地震注意情報、東海地震予知情報の発表及び警戒宣言の発令を知ったとき、震度5弱以上の地震が発生したとき、又は大津波警報が発表されたときは、</del></p>

## 令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
P82	<p>対策本部規程第5条に規定する(資料2-10)動員3号体制及び小田原市災害初動体制規程(資料2-13)に基づき、速やかに非常配備につきます。</p> <p>第4 被害情報の収集・伝達</p> <p>7 被害調査</p> <p>(1) 住家等被害調査</p> <p><u>住家等被害調査は、市内における住家等の被害概況を調査し、市災害対策本部に報告します。</u></p>	<p>小田原市災害対策本部規程第5条に規定する(資料2-10)動員3号体制及び小田原市災害初動体制規程(資料2-13)に基づき、速やかに非常配備につきます。</p> <p>第4 被害情報の収集・伝達</p> <p>7 被害調査</p> <p>(1) 住家等被害調査</p> <p><del>住家等被害調査は、内閣府の『災害に係る住家の被害認定基準運用指針』に基づき調査し、市災害対策本部に報告します。</del></p>
P89	<p>第2節 救助・救急、消火及び医療救護活動</p> <p>第1 救助・救急、消火活動</p> <p>(4) 消防部隊の運用</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 消防統括本部の消防部隊運用要領</p> <p>(ア) 地震、風水害等大規模災害の消防活動の現場指揮は、市消防統括本部長又は市署隊長が行います。</p> <p>(イ) 避難勧告・指示が出された場合は、市災害対策本部、小田原警察署等の関係機関に必要な情報を連絡するとともに、避難経路及び避難場所の情報の共有化を図ります。</p> <p>(ウ) 市消防統括本部長は、災害発生地域、状況及び拡大状況等に基づき、消防活動の基本方針を決定し、所属部隊及び応援部隊の効率的運用を図ります。</p>	<p>第2節 救助・救急、消火及び医療救護活動</p> <p>第1 救助・救急、消火活動</p> <p>(4) 消防部隊の運用</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 消防統括本部の消防部隊運用要領</p> <p>(ア) 地震、風水害等大規模災害の消防活動の現場指揮は、市消防統括本部長又は市消防署隊長が行います。</p> <p>(イ) 避難勧告・指示が出された場合は、市災害対策本部、小田原警察署等の関係機関に必要な情報を連絡するとともに、避難経路及び避難場所の情報の共有化を図ります。</p> <p>(ウ) 市消防統括本部長は、災害発生地域、状況及び拡大状況等に基づき、消防活動の基本方針を決定し、所属部隊及び応援部隊の効率的運用を図ります。</p>

## 令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
P91	<p>(エ) 部隊の運用にあたっては、災害発生地域の重要度と避難者の安全に重点をおいた、部隊運用を行います。</p> <p>第2 医療救護活動</p> <p>3 救急医療活動</p> <p>(2) 広域災害・救急医療情報システムの活用</p> <p>県内の災害拠点病院間の情報収集・提供については、「広域災害・救急医療情報システム」により行い、その情報内容は次のとおりとします。</p> <p>ア 医療機関状況</p> <p><u>イ</u> 救護所状況</p> <p><u>ウ</u> 患者転送要請</p> <p><u>エ</u> 医療品備蓄状況</p> <p><u>オ</u> ライフライン等状況</p> <p><u>カ</u> 受入患者数</p> <p><u>キ</u> 医師等派遣要請・提供</p> <p>4 県への救援要請</p> <p>市は、災害の程度により必要がある場合は、県に対して医療救護の協力を要請するとともに、DMAT及びJMATの派遣を要請します。</p> <p>また、DMAT及びJMATを要請した場合は、受け入れ体制を確立するとともに、活動が円滑に行われるよう支援します。</p>	<p>(エ) 部隊の運用にあたっては、災害発生地域の重要度と避難者の安全に重点をおいた、部隊運用を行います。</p> <p>第2 医療救護活動</p> <p>3 救急医療活動</p> <p>(2) 広域災害・救急医療情報システムの活用</p> <p>県内の災害拠点病院間の情報収集・提供については、「広域災害・救急医療情報システム」により行い、その情報内容は次のとおりとします。</p> <p>ア 医療機関状況</p> <p><del>イ</del> 患者転送要請</p> <p><del>ウ</del> 医療品備蓄状況</p> <p><del>エ</del> ライフライン等状況</p> <p><del>オ</del> 受入患者数</p> <p><del>カ</del> 医師等派遣要請・提供</p> <p>4 県への救援要請</p> <p>市は、災害の程度により必要がある場合は、県に対して医療救護の協力を要請するとともに、DMATの派遣を要請します。</p> <p>また、DMATを要請した場合は、受け入れ体制を確立するとともに、活動が円滑に行われるよう支援します。</p>

## 令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
P92	<p><u>9 一般病院等</u></p> <p><u>(1) 広域災害救急医療情報システム(EMIS)への入力</u>  <u>一般病院等の管理者は、発災後直ちに院内状況等を調査し、広域災害救急医療情報システム(EMIS)へ入力する。なお、入力できない場合は、院内状況等をFAX等で地域災害医療対策会議等へ報告する。</u></p> <p><u>(2) 医療救護活動</u>  <u>一般病院等は、早期に通常の診療体制に戻すよう努めるとともに、医師会及び市と連携し、周辺地域の傷病者をできる限り受け入れ、医療救護活動に協力する。</u></p>	(新規)
P93	<p>第3節 避難対策</p> <p>市は、地震発生後、人命の安全を第一に市民等の避難誘導を行うとともに、あらかじめ指定された避難場所及び避難経路や、津波災害警戒区域、土砂災害警戒区域等の所在、その他避難に関する情報の提供に努めます。</p> <p>(略)</p>	<p>第3節 避難対策</p> <p>市は、地震発生後、人命の安全を第一に市民等の避難誘導を行うとともに、あらかじめ指定された避難場所及び避難経路や、津波による浸水が想定される区域、土砂災害危険箇所等の所在、その他避難に関する情報の提供に努めます。</p> <p>(略)</p>
P99	<p>第3 広域避難所の運営</p> <p>2 広域避難所における時期別の課題等</p> <p>(1) 初動期 (1日～3日)</p>	<p>第3 広域避難所の運営</p> <p>2 広域避難所における時期別の課題等</p> <p>(1) 初動期 (1日～3日)</p>

## 令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
P100	<p>オ 被災者・自主防災組織・教職員・<u>NPO</u>・ボランティア等への協力要請余震に備え、屋内での火気の使用を制限します。</p> <p>(2) 混乱継続期及び復旧期(4日～14日)</p> <p>イ 避難施設管理者・自主防災組織・教職員・<u>NPO</u>・ボランティア等との避難施設運営共同体制の組織化と運営</p> <p>ウ 被災者・自主防災組織・教職員・<u>NPO</u>・ボランティア等の各役割分担の取り決め(給食・給水・物資等の配給、介護、施設の清掃等)</p> <p>(略)</p>	<p>オ 被災者・自主防災組織・教職員・ボランティア等への協力要請余震に備え、屋内での火気の使用を制限します。</p> <p>(2) 混乱継続期及び復旧期(4日～14日)</p> <p>イ 避難施設管理者・自主防災組織・教職員・ボランティア等との避難施設運営共同体制の組織化と運営</p> <p>ウ 被災者・自主防災組織・教職員・ボランティア等の各役割分担の取り決め(給食・給水・物資等の配給、介護、施設の清掃等)</p>
P101	<p>3 ペット対策</p> <p>避難所でのペットの受入れは、各広域避難所運営委員会で市「<u>広域避難所におけるペットの受け入れガイドライン</u>」に基づいて実施します。各広域避難所で対応できなくなった場合、市は<u>小田原獣医師会及び神奈川県獣医師会西湘支部</u>へ応援依頼します。</p> <p>また、飼養者不明ペットの取扱については、県が主体となって対応するため、県や県獣医師会が窓口となり、仮設動物救護センターが受入れを行います。</p>	<p>3 ペット対策</p> <p>避難所でのペットの受入れは、各広域避難所運営委員会で<u>決定した方針</u>に基づいて実施します。各広域避難所で対応できなくなった場合、市は神奈川県獣医師会西湘支部へ応援依頼します。</p> <p>また、飼養者不明ペットの取扱については、県が主体となって対応するため、県や県獣医師会が窓口となり、仮設動物救護センターが受入れを行います。</p>
P103	<p>第6 応急仮設住宅の供与等及び住宅の応急修理計画</p> <p>1 実施機関</p> <p>ア 応急仮設住宅の供与及び被災にあった住宅の応急修理は、<u>災害救助法が適用された場合は、同法に基づき</u>知事が実施し、市長は県知</p>	<p>第6 応急仮設住宅の供与等及び住宅の応急修理計画</p> <p>1 実施機関</p> <p>ア 応急仮設住宅の供与及び被災にあった住宅の応急修理は、原則として県知事が実施し、市長は県知事の行う応急仮設住宅の供与及</p>

## 令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
P105	<p>事の行う応急仮設住宅の供与及び被災にあった住宅の応急修理の実施に協力します。なお、災害救助法第13条の規定により、県知事が必要と認めるときは、市長は県知事から委任された応急仮設住宅の供与及び被災にあった住宅の応急修理を実施します。</p> <p>第7 要配慮者対策  (5) 福祉施設への収容  ア 広域避難所での対応が困難となった要配慮者については、広域避難所運営委員会において保健師、ケースワーカー等と協議し、次に掲げる福祉施設に家族単位により収容します。  (カ) 市立保育所 (5施設)</p>	<p>び被災にあった住宅の応急修理の実施に協力します。なお、災害救助法第13条の規定により、県知事が必要と認めるときは、市長は県知事から委任された応急仮設住宅の供与及び被災にあった住宅の応急修理を実施します。</p> <p><del>イ 災害救助法が適用された場合は、同法に基づき知事が実施し</del> <del>ず。</del></p> <p>第7 要配慮者対策  (5) 福祉施設への収容  ア 広域避難所での対応が困難となった要配慮者については、広域避難所運営委員会において保健師、ケースワーカー等と協議し、次に掲げる福祉施設に家族単位により収容します。  (カ) 市立保育所 (6施設)</p>
P106	<p>第4節 保健衛生、災害時の廃棄物、遺体の処理等に関する活動  第1 保健衛生  2 こころのケア  市は、災害による児童、高齢者等をはじめとした被災者の急性ストレス障害やPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の「心の傷」をケアするために精神科医や福祉関係者等の協力を得て、必要な措置を講じます。  <u>また、非被災地域からこころのケアの専門職からなるチームが派遣される場合は、派遣に係る調整や活動場所の確保等を図ります。</u></p>	<p>第4節 保健衛生、災害時の廃棄物、遺体の処理等に関する活動  第1 保健衛生  2 こころのケア  市は、災害による児童、高齢者等をはじめとした被災者の急性ストレス障害やPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の「心の傷」をケアするために精神科医や福祉関係者等の協力を得て、必要な措置を講じます。</p>

## 令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
P109	<p>第3 遺体の処理等</p> <p>災害による<u>行方不明者の</u>搜索及び遺体の収容、処理について、次の方法により実施します。</p>	<p>第3 遺体の処理等</p> <p>災害により行方不明又は死亡していると推定される者の搜索及び遺体の収容、処理について、次の方法により実施します。</p>
P112	<p>第5節 食料、飲料水及び生活必需品等の調達・供給活動</p> <p>第1 食料の調達・供給</p> <p>3 主要食料の調達方法</p> <p>(3) ミルクの調達方法</p> <p>乳幼児のミルク (<u>液体ミルクを含む</u>) は、備蓄を活用して提供に努めるとともに不足した場合には、市長が適宜調達します。</p> <p>調達が困難な場合は、県知事に対して支援要請します。</p> <p>第3 生活必需品等の調達・供給</p> <p>4 物資の輸送及び配分</p> <p>ア 車両等を使用し、物資を避難所等へ輸送します。</p> <p>イ 調達された物資は、被災者数に応じて各避難所に配分することを原則とします。</p> <p><u>ウ 避難所での配分の際は、在宅での避難や車中避難など、様々な事情から避難所以外で避難生活を送る被災者にも考慮します。</u></p>	<p>第5節 食料、飲料水及び生活必需品等の調達・供給活動</p> <p>第1 食料の調達・供給</p> <p>3 主要食料の調達方法</p> <p>(3) ミルクの調達方法</p> <p>乳幼児のミルクは、備蓄を活用して提供に努めるとともに不足した場合には、市長が適宜調達します。</p> <p>調達が困難な場合は、県知事に対して支援要請します。</p> <p>第3 生活必需品等の調達・供給</p> <p>4 物資の輸送及び配分</p> <p>ア 車両等を使用し、物資を避難所等へ輸送します。</p> <p>イ 調達された物資は、被災者数に応じて各避難所ごとに配分することを原則とします。</p> <p>(新規)</p>
P113	<p>第2 飲料水及び生活用水の確保・供給</p> <p>4 被災者への給水方法</p>	<p>第2 飲料水及び生活用水の確保・供給</p> <p>4 被災者への給水方法</p>

## 令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
P115	<p>ア 上水道の水は、給水車、応急給水用<u>タンク</u>及び非常用飲料水袋等により、(資料 6-10)に示す給水場所において被災者に供給します。</p> <p>5 給水体制の確立</p> <p><u>市は</u>、災害の発生に際し、飲料水の確保及び供給が、迅速かつ円滑に実施できるよう人員及び器材の整備を図ります。ただし、供給の実施にあたり市で処理できない時は、自主防災組織を中心とする地域住民、隣接市町、県、国等に対し応援を求め、<u>実施するほか、公益社団法人日本水道協会を通じて他水道事業体に応援を要請</u>します。</p> <p>6 給水施設の応急復旧及び資材の整備</p> <p>災害により市水道施設が損傷した場合においては、できる限り速やかにこれを復旧します。</p> <p>市水道施設が、市全域にわたる被害を被り、多量の復旧資材を必要とする場合は、<u>公益社団法人日本水道協会を通じて他水道事業体に応援を要請するほか、隣接市町、県、国又はメーカーに直接資材の緊急手配を依頼し、資材を確保するとともに被害箇所</u>の復旧に努めます。</p> <p>第5節 食料、飲料水及び生活必需品等の調達・供給活動</p> <p>第4 救援物資の受入れ</p> <p>他自治体や企業・団体等から寄せられる救援物資の受け入れは次</p>	<p>ア 上水道の水は、給水車、応急給水用具及び非常用飲料水袋等により、(資料 6-10)に示す給水場所において被災者に供給します。</p> <p>5 給水体制の確立</p> <p>災害の発生に際し、飲料水の確保及び供給が、迅速かつ円滑に実施できるよう人員及び器材の整備を図ります。ただし、供給の実施にあたり市で処理できない時は、自主防災組織を中心とする地域住民、隣接市町、県、国等に対し応援を求め実施します。</p> <p>6 給水施設の応急復旧及び資材の整備</p> <p>災害により市水道施設が損傷した場合においては、できる限り速やかにこれを復旧します。</p> <p>市水道施設が、市全域にわたる被害を被り、多量の復旧資材を必要とする場合は、隣接市町、県、国又はメーカーに直接資材の緊急手配を依頼し、資材を確保するとともに被害箇所の復旧に努めます。</p> <p>第5節 食料、飲料水及び生活必需品等の調達・供給活動</p> <p>第4 救援物資の受入れ</p> <p>他自治体や企業・団体等から寄せられる救援物資の受け入れは次の方法で実施します。</p>

## 令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p>の方法で実施します。</p> <p><u>特に、東日本大震災を機に制度化された国からのプッシュ型支援が実施されたことから、発災後速やかに実施される大量の物資の支援を受け入れる体制を整えていきます。</u></p> <p>1 受け入れ</p> <p>救援物資は、地域内輸送拠点（救援物資ターミナル）<u>または物資集積拠点</u>で受け入れます。なお、ヘリコプターにより緊急に輸送される物資の受け入れは、ヘリコプター臨時離着陸場において行います。</p> <p>2 受け入れ方法</p> <p>救援物資は、地域内輸送拠点（救援物資ターミナル）<u>または物資集積拠点</u>で受け付け、仕分け等の業務を行います。</p> <p>なお、個人からの救援物資については原則受け入れないものとし、義援金による支援を呼びかけるものとします。</p> <p>3 人員配置</p> <p>ア 被害規模等状況に応じて、地域内輸送拠点（救援物資ターミナル）に物資受付員、連絡員及び仕分員を配置します。</p> <p>イ 被害状況や世帯構成状況に応じた物資供給計画を作成のうえ、必要物資名及び数量を定め、迅速かつ正確に活動を実施します。なお、物資の受渡しについては、管理簿により需給状況を把握し、市災害対策本部に報告します。</p>	<p>1 受け入れ</p> <p>救援物資は、地域内輸送拠点（救援物資ターミナル）で受け入れます。なお、ヘリコプターにより緊急に輸送される物資の受け入れは、ヘリコプター臨時離着陸場において行います。</p> <p>2 受け入れ方法</p> <p>救援物資は、地域内輸送拠点（救援物資ターミナル）で受け付け、仕分け等の業務を行います。</p> <p>なお、個人からの救援物資については原則受け入れないものとし、義援金による支援を呼びかけるものとします。</p> <p>3 人員配置</p> <p>ア 被害規模等状況に応じて、地域内輸送拠点（救援物資ターミナル）に物資受付員、連絡員及び仕分員を配置します。</p> <p>イ 被害状況や世帯構成状況に応じた物資供給計画を作成のうえ、必要物資名及び数量を定め、迅速かつ正確に活動を実施します。なお、物資の受渡しについては、管理簿により需給状況を把握し、市災害対策本部に報告します。</p>

## 令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
P125	<p>ウ 物資の仕分け、搬送にはボランティア等を活用します。</p> <p><u>なお、「災害時における物資配送等に関する協定」に基づき、物資集積拠点において、救援物資の荷卸し、仕分け、在庫管理及び積み込み等、早期に協定締結先の協力が得られるよう要請します。</u></p> <p><u>◆協定 災害時における物資配送等に関する協定（佐川急便株式会社）</u></p> <p>第8節 警備・救助対策 第3 被災者等への情報伝達活動 2 相談活動の実施</p> <p>小田原警察署は、被災者の安否を気遣う肉親等の相談に応じるため、市、<u>NPO・ボランティア団体等</u>と連携を図り、行方不明者相談窓口等を設置し、親身な相談活動の実施に努めます。</p>	<p>ウ 物資の仕分け、搬送にはボランティア等を活用します。</p> <p>(新規)</p> <p>第8節 警備・救助対策 第3 被災者等への情報伝達活動 2 相談活動の実施</p> <p>小田原警察署は、被災者の安否を気遣う肉親等の相談に応じるため、市、ボランティア団体等と連携を図り、行方不明者相談窓口等を設置し、親身な相談活動の実施に努めます。</p>
P126	<p>第9節 ライフラインの応急復旧活動 第1 上水道施設</p> <p><u>市の災害時における水道管及び浄水場、配水池等の施設（以下、「市水道施設」という。）の復旧は、次の計画により実施します。</u></p> <p>1 市民及び関係機関への周知</p> <p>市は、<u>市水道施設</u>の破損等により、給水を停止する場合、又は断水のおそれが生じたときは、市民、県及び関係機関等に対して、影</p>	<p>第9節 ライフラインの応急復旧活動 第1 上水道施設</p> <p>1 市民及び関係機関への周知</p> <p>市は、市施設の破損等により、給水を停止する場合、又は断水のおそれが生じたときは、市民、県及び関係機関等に対して、影響区</p>

## 令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p>響区域や復旧期についても速やかに周知します。</p> <p>2 水道施設の応急復旧</p> <p>市は、発災後速やかに被害状況等を把握して作業体制を確立し、市水道施設の応急復旧を行います。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに、<u>導送配水系統</u>を考慮した復旧計画を定めます。</p> <p>エ <u>導送配水管</u>等の復旧について、水源から浄水場及び配水池に至る<u>導送水管</u>を優先し、次に<u>防災上重要な施設</u>への配水管等を順次復旧します。</p> <p>オ (略)</p> <p>第2 下水道施設</p> <p>市の災害時における汚水管きょ及びポンプ場施設（以下、下水道施設という。）の復旧は、次の<u>とおり</u>実施します。</p> <p>1 実施機関</p> <p>下水道施設の応急対策については、市が実施します。</p> <p>2 下水道施設応急対策</p> <p>市は、災害が発生した場合、被災状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能に支障のあるものについては応急復旧を行うとともに、二次災害の防止措置を講じるため、<u>施工中の現場</u>は即時中止させる等適切な措置を講じます。</p> <p>(1) 要員の確保</p>	<p>域や復旧期についても速やかに周知します。</p> <p>2 水道施設の応急復旧</p> <p>市は、発災後速やかに被害状況等を把握して作業体制を確立し、市水道施設の応急復旧を行います。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに、送配水系統を考慮した復旧計画を定めます。</p> <p>エ 送配水管等の復旧について、水源から浄水場及び配水池に至る幹線を優先し、次に主要な配水管等を順次復旧します。</p> <p>オ (略)</p> <p>第2 下水道施設</p> <p>市の災害時における汚水管きょ及びポンプ場施設（以下、下水道施設という。）の復旧は、次の<u>計画</u>により実施します。</p> <p>1 実施機関</p> <p>下水道施設の応急対策については、市が実施します。</p> <p>2 下水道施設応急対策</p> <p>市は、災害が発生した場合、被災状況の調査、施設の点検を実施し、排水・処理機能に支障のあるものについては応急復旧を行うとともに、二次災害の防止措置を講じるため、<u>現に発注している工事</u>を即時中止させる等適切な措置を講じます。</p> <p>(1) 要員の確保</p>

## 令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p>市は、緊急時の配備体制により要員の確保を図るとともに、<u>協定等に基づき組合や協会などへ応援要請</u>します。</p> <p>(2) 応急対策用資機材等の確保</p> <p>市は、施設の実情に即して、応急対策用資機材及び自家発電設備用の燃料の確保に努めるとともに、<u>協定等に基づき組合や協会などへ応援要請</u>します。</p> <p>3 復旧計画の策定</p> <p>市は、下水道施設について、次の事項等を基準として<u>被害状況等に応じた復旧計画を速やかに策定</u>します。</p> <p>ア 応急復旧の緊急度及び工法 イ 復旧資材及び作業員の確保 ウ 設計及び監督技術者の確保 エ 復旧財源の措置</p> <p>4 広報</p> <p>市は、施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、市民（利用者）の不安解消に努めます。</p> <p>◆協定 5-1：災害応急復旧工事等に関する業務協定書（小田原市土木建設協同組合等 17 団体） ◆協定 5-2：災害応急復旧工事等に関する業務協定書（小田原市管工</p>	<p>市は、<del>あらかじめ定められた計画に基づく</del>緊急時の配備体制により要員の確保を図るとともに、<del>国、県、他市町村及び主木・建設団体、処理施設運転管理業務受託者</del>へ応援要請します。</p> <p>(2) 応急対策用資機材等の確保</p> <p>市は、施設の実情に即して、応急対策用資機材及び自家発電設備用の燃料の確保に努めるとともに、<del>国、県、他市町村及び主木・建設団体、処理施設運転管理業務受託者</del>に対し応援を求め実施します。</p> <p>3 復旧計画の策定</p> <p>市は、下水道施設について、次の事項等を基準として復旧計画を策定します。</p> <p>ア 応急復旧の緊急度及び工法 イ 復旧資材及び作業員の確保 ウ 設計及び監督技術者の確保 エ 復旧財源の措置</p> <p>4 広報</p> <p>市は、施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、市民（利用者）の不安解消に努めます。</p> <p><del>5 その他</del> <del>この計画の詳細については、「小田原市下水道部地震対策計画」によるものとします。</del></p> <p>◆協定 5-2：災害応急復旧工事等に関する業務協定書（小田原市管工事協同組合等 2 団体） ◆協定 6-1：地震等災害時における物件の供給に関する協定書</p>

## 令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
P128	<p>事協同組合等2団体)</p> <p>◆<u>協定 5-19：災害時における復旧支援協力に関する協定（公益社団法人日本下水道管路管理業協会）</u></p> <p>◆協定 6-1：地震等災害時における物件の供給に関する協定書（県内・都内・埼玉県内業者 14 社）</p> <p>第5 <u>通信サービス施設</u></p> <p>1 <u>通信サービス施設の応急復旧対策</u></p> <p>通信サービス事業者は、災害が発生した場合には、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとり、早期に被災状況を把握し、被災した通信回線、電気通信設備等の応急復旧工事、現状復旧までの間の維持に必要な補強、整備工事等の応急復旧対策を行います。</p> <p>また、通信施設に被害が生じた場合、又は異常輻輳等の発生により、通信の疎通が著しく困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限の通信を確保するため、通信の利用制限、非常通話・緊急通話の優先確保、無線設備、移動基地局車による措置、避難所への<u>災害時用公衆電話(特設公衆電話)の臨時設置</u>、災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板「web171」及び携帯電話での災害用伝言板の運用開始、回線の応急復旧、災害対策用携帯電話の貸出し等の応急措置を実施します。</p> <p>2 復旧順位</p> <p>ア <u>災害時用公衆電話(特設公衆電話)</u>にあたっては、罹災者の利用する避難所を優先します。</p>	<p>(県内・都内・埼玉県内業者 14 社)</p> <p>第5 <u>電話(通信)施設</u></p> <p>1 <u>電話(通信)施設の応急復旧対策</u></p> <p>電話通信事業者は、災害が発生した場合には、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとり、早期に被災状況を把握し、被災した通信回線、電気通信設備等の応急復旧工事、現状復旧までの間の維持に必要な補強、整備工事等の応急復旧対策を行います。</p> <p>また、通信施設に被害が生じた場合、又は異常輻輳等の発生により、通信の疎通が著しく困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限の通信を確保するため、通信の利用制限、非常通話・緊急通話の優先確保、無線設備、移動基地局車による措置、避難所への<u>特設公衆電話の臨時設置</u>、<del>災害用伝言ダイヤル「171」、</del>災害用伝言板「web171」及び携帯電話での災害用伝言板の運用開始、回線の応急復旧、災害対策用携帯電話の貸出し等の応急措置を実施します。</p> <p>2 復旧順位</p> <p>ア <del>特設公衆電話の臨時設置</del>にあたっては、罹災者の利用する避難所を優先します。</p>

## 令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
P132	<p>イ 災害復旧の実施にあたっては、原則として、治安、救援等を実施する最重要機関及び防災関係機関を優先します。</p> <p>第11節 広域的応援体制</p> <p>第1 応援要請</p> <p>1 他の地方公共団体等への応援要請</p> <p>市長は、応急対策の実施に地方自治体等の応援が必要と認められるときは、災害対策基本法等の関係法令や相互応援協定に基づき応援を要請します。</p> <p><u>平成30年3月に制度化された国の被災市区町村応援職員確保システムによる支援を円滑に受け入れるために、県へニーズの迅速な要望や内部調整を行います。</u></p> <p>応援要請の種別は次のとおりです。</p> <p>3 関係団体等に関する応援要請</p> <p>市長は、緊急道路の確保、その他の応急措置及び医療救護活動等について必要と認めるときは、建築業者等の関係団体、(一社)小田原医師会、(一社)小田原歯科医師会、(公社)小田原薬剤師会及び(公社)神奈川県柔道整復師会小田原支部に対し応援要請を行います。</p> <p><u>また、応急給水及び応急復旧を実施するために必要があると認めるときは、公益社団法人日本水道協会を通じて他水道事業体に対し応援要請を行います。</u></p>	<p>イ 災害復旧の実施にあたっては、原則として、治安、救援等を実施する最重要機関及び防災関係機関を優先します。</p> <p>第11節 広域的応援体制</p> <p>第1 応援要請</p> <p>1 他の地方公共団体等への応援要請</p> <p>市長は、応急対策の実施に地方自治体等の応援が必要と認められるときは、災害対策基本法等の関係法令や相互応援協定に基づき応援を要請します。応援要請の種別は次のとおりです。</p> <p>3 関係団体等に関する応援要請</p> <p>市長は、緊急道路の確保、その他の応急措置及び医療救護活動等について必要と認めるときは、建築業者等の関係団体、(一社)小田原医師会、(一社)小田原歯科医師会、(公社)小田原薬剤師会及び(公社)神奈川県柔道整復師会小田原支部に対し応援要請を行います。</p>

## 令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
P133	<p>(略)</p> <p>◆<u>協定 7-2：日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書</u></p> <p>第2 <u>受援体制</u></p> <p>市長は、応援隊の受入れのため、市関係部長に対し次の事項について必要な措置をとるよう指示します。</p> <p><u>なお、平常時から他市町村間の広域相互応援体制及び県等との協力体制を確立すると共に、受援計画の策定等により支援部隊や物資等を円滑に受援できる体制（受援体制）の構築に努めます。</u></p> <p>4 応援隊の広域応援活動拠点</p> <p>大規模な応援が予想される自衛隊、警察、消防、行政関係機関、<u>NPO・ボランティア</u>、ライフライン事業者等の受入予定施設は、応援隊の広域応援活動拠点として公共施設等の中からあらかじめ選定します。</p> <p>第3 <u>NPO・ボランティアの受入体制</u></p> <p>大規模な地震発生後の復旧・復興を進めるにあたり、市及び防災関係機関等だけでは対応が不可能な場合、市内外の<u>NPO・ボランティア</u>の救援活動が必要となることから、<u>NPO・ボランティア活動</u>やその受入れ等の事務を行う市災害ボランティアセンターを開設します。</p> <p>1 実施機関</p>	<p>(略)</p> <p>(追加)</p> <p>第2 <del>受援の受入体制</del></p> <p>市長は、応援隊の受入れのため、市関係部長に対し次の事項について必要な措置をとるよう指示します。</p> <p>4 応援隊の広域応援活動拠点</p> <p>大規模な応援が予想される自衛隊、警察、消防、行政関係機関、ボランティア、ライフライン事業者等の受入予定施設は、応援隊の広域応援活動拠点として公共施設等の中からあらかじめ選定します。</p> <p>第3 ボランティアの受入体制</p> <p>大規模な地震発生時等に<del>応急対策を実施する</del>にあたり、市及び防災関係機関等だけでは対応が不可能な場合、市内外のボランティアの救援活動が必要となることから、ボランティア活動やその受入れ等の事務を行う市災害ボランティアセンターを開設します。</p> <p>1 実施機関</p>

## 令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
P134	<p>災害時における<u>NPO・ボランティア</u>救援活動に係る事務は、市災害ボランティアセンターが行います。</p> <p>2 災害ボランティアセンターの位置付け</p> <p>市災害ボランティアセンターは、市社会福祉協議会が各種団体、個人等の協力を得て、<u>NPO・ボランティア</u>の募集、受入れ、作業配分等活動全般に関する事務を行うものとします。</p> <p>また、市は<u>NPO・ボランティア</u>活動が円滑に行われるよう必要な支援を行うものとします。</p> <p>2 災害ボランティアセンターの位置付け</p> <p>市災害ボランティアセンターは、市社会福祉協議会が各種団体、個人等の協力を得て、ボランティアの募集、受入れ、作業配分等活動全般に関する事務を行うものとします。</p> <p>また、市はボランティア活動が円滑に行われるよう、<u>市社会福祉協議会と連携を密にし、</u>必要な支援を行うものとします。</p>	<p>災害時におけるボランティア救援活動に係る事務は、市災害ボランティアセンターが行います。</p> <p>2 災害ボランティアセンターの位置付け</p> <p>市災害ボランティアセンターは、市社会福祉協議会が各種団体、個人等の協力を得て、ボランティアの募集、受入れ、作業配分等活動全般に関する事務を行うものとします。</p> <p>また、市はボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援を行うものとします。</p> <p>2 災害ボランティアセンターの位置付け</p> <p>市災害ボランティアセンターは、市社会福祉協議会が各種団体、個人等の協力を得て、ボランティアの募集、受入れ、作業配分等活動全般に関する事務を行うものとします。</p> <p>また、市はボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援を行うものとします。</p>
P137	<p>第13節 二次災害の防止活動</p> <p>第6 爆発物及び有害物資による二次災害対策</p> <p>市は、<u>危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者に対して、爆発物等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行うよう、また、爆発等のおそれが生じた場合は、速やかに関係機関に連絡するよう指導します。</u></p> <p>また、有害物質の漏えい及びアスベストの飛散を防止するため、<u>該</u></p>	<p>第13節 二次災害の防止活動</p> <p>第6 爆発物及び有害物資による二次災害対策</p> <p>危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者は、爆発物等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行います。また、爆発等のおそれが生じた場合は、速やかに関係機関に連絡します。</p> <p>また、有害物質の漏えい及びアスベストの飛散を防止するため、</p>

## 令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
P139	<p><u>当する施設等の管理者に対して、施設の点検、応急措置を行うよう、また、漏洩・飛散等のおそれが生じた場合は、速やかに関係機関に連絡するよう指導します。</u></p> <p>第15節 津波対策</p> <p>沿岸住民及び海浜利用者等は、日頃から、強い<u>揺れ</u>を感じたとき又は弱い<u>揺れ</u>であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、あるいは津波警報等が発表されたときは、すぐに海岸から離れた高台への避難を心がける等、津波に対する防衛意識が大切です。市は、津波が発生するおそれがある場合、災害を防止するための迅速・的確な措置を行います。</p> <p>第2 避難対策</p> <p>1 市民の自主避難</p> <p><u>津波は20cmから30cm程度の高さであっても、急で強い流れが生じるため、巻き込まれると命を脅かされる可能性があることから、市民は、大津波警報・津波警報・津波注意報のいずれが発表された場合であっても、危険な地域からの一刻も早い避難行動をとる必要があります。</u></p> <p><u>また、津波警報等の発表が、地震の発生から3分程度を目処としているため、震源が沿岸に近い場合は、地震発生から津波襲来まで時間が短いことから、少しでも早く避難する必要があります。津波</u></p>	<p><del>施設の点検、応急措置、関係機関への連絡等の対策を行います。</del></p> <p>第15節 津波対策</p> <p>沿岸住民及び海浜利用者等は、日頃から、強い<u>地震</u>を感じたとき又は弱い<u>地震</u>であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、あるいは津波警報等が発表されたときは、すぐに海岸から離れた高台への避難を心がける等、津波に対する防衛意識が大切です。市は、津波が発生するおそれがある場合、災害を防止するための迅速・的確な措置を行います。</p> <p>第2 避難対策</p> <p>1 市民の自主避難</p> <p>市民は、海岸付近で強い<u>地震</u>（震度4以上）を感じたときもしくは弱い<u>地震</u>であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、又は<u>地震</u>を感じなくても大津波警報・津波警報・注意報が発表されたときは、直ちに海岸付近から離れ、付近の高台等安全な場所へ避難するとともに、正しい情報をラジオ・テレビ、防災行政無線、広報車等を通じて入手するよう努めます。また、周辺に気づかない人がいた場合は、呼びかけを行うとともに、警報・注意報が解除されるまでは気を緩めないよう努めます。</p>

## 令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p><u>災害警戒区域等に居るときに強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間ゆっくりとした揺れを感じたら、気象庁からの津波警報等の発表や、市からの避難指示（緊急）の発令を待たずに、各自が自発的かつ速やかに直ちに海岸付近から離れ、付近の高台等安全な場所へ避難します。</u></p> <p>また、周辺に気づかない人がいた場合は、呼びかけを行うとともに、警報・注意報が解除されるまでは気を緩めないよう努めます。正しい情報をラジオ・テレビ、防災行政無線、広報車等を通じて入手するよう努めます。</p> <p>2 避難指示（緊急）  (1) 避難指示（緊急）  <u>本市では、原則として、気象庁が津波警報又は大津波警報が発表された場合に避難指示（緊急）を発令します。</u></p> <p><u>また、気象庁からの情報や津波の到達状況などから、津波注意報が発表された場合でも避難指示（緊急）を発令する場合があります。</u></p>	<p>2 避難勧告、指示等  (1) 避難勧告、指示  津波避難については、事前避難と異なり緊急を要するため、近海で地震が発生した場合津波警報等の発表以前であっても海面状態を監視し、異常を発見した場合は、市長は市民等に海浜から退避するよう勧告、指示します。</p> <p>また、気象庁等から大津波警報、津波警報を受信又は津波による浸水が発生すると判断した場合は、市長は直ちに沿岸地域の市民等に対し、避難勧告、指示を行うとともに、その周知徹底を図るため広報する等必要な措置をとるものとし、市民は付近の高台等に避難するものとします。</p> <p>なお、津波到達予想時刻を勘案して活動方針を決定する等、避難</p>

## 令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
P140	<p>(2) 県等への報告</p> <p>市は、津波のための<u>避難指示（緊急）</u>を実施した場合は、速やかに県にその旨を報告するとともに、隣接沿岸町に連絡します。</p> <p>第5章 復旧・復興対策</p> <p>第1節 災害復旧計画の策定</p> <p>第2 公共施設等災害復旧計画の策定項目</p> <p>被災した公共施設等については、災害応急対策に基づく応急復旧の終了後、被害の程度を十分検討して、次の復旧計画を策定します。</p> <p>(略)</p> <p><u>○ 上水道施設災害復旧事業計画</u></p> <p><u>○ 下水道施設災害復旧事業計画</u></p> <p>(略)</p>	<p><del>の呼びかけを行う者の安全確保を徹底します。</del></p> <p>(2) 県等への報告</p> <p>市は、津波のための<u>避難勧告・指示</u>を実施した場合は、速やかに県にその旨を報告するとともに、隣接沿岸町に連絡します。</p> <p>第5章 復旧・復興対策</p> <p>第1節 災害復旧計画の策定</p> <p>第2 公共施設等災害復旧計画の策定項目</p> <p>被災した公共施設等については、災害応急対策に基づく応急復旧の終了後、被害の程度を十分検討して、次の復旧計画を策定します。</p> <p>(略)</p> <p><del>○ 上・下水道施設災害復旧事業計画</del></p> <p>(略)</p>
P141	<p>第5章 復旧・復興対策</p> <p>第2節 復興体制の整備</p> <p>第2 人的資源の確保</p> <p>2 専門家の支援の受入れ</p> <p>災害後は、土地の測量、登記、建築、不動産評価等の土地に関する法律的な問題等、さまざまな問題が発生し、専門的なサービスの提供が求められることが予想されます。そこで、県による「大規模</p>	<p>第5章 復旧・復興対策</p> <p>第2節 復興体制の整備</p> <p>第2 人的資源の確保</p> <p>2 専門家の支援の受入れ</p> <p>災害後は、土地の測量、登記、建築、不動産評価等の土地に関する法律的な問題等、さまざまな問題が発生し、専門的なサービスの提供が求められることが予想されます。そこで、県による「大規模</p>

## 令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
P142	<p>災害時における相談業務の応援に関する協定」に基づき、神奈川県大規模災害対策士業連絡協議会に対して、市が開催する相談業務に従事する者の派遣を要請し、弁護士、司法書士、建築士、不動産鑑定士、税理士等の専門家の支援を受入れます。</p> <p><u>また、市は、「災害時における家屋被害認定調査等への協力に関する協定」に基づき、生活再建に係る各種支援の前提となる住宅等の被害の程度を認定する調査等への協力を神奈川県土地家屋調査士会に要請します。</u></p> <p>第3節 復興対策の実施  第1 復興に関する調査  2 復興計画の作成及び復興計画を実施するための調査  (2) 生活再建支援に係る調査  ア 罹災証明の根拠となる住宅の被災状況調査の実施  市は、<u>被災者支援制度等の適用にあたり、罹災証明が必要となる場合もあるため、建築物被害のデータ等を基に、罹災証明の根拠となる住家の被災状況の把握に努めます。</u></p>	<p>災害時における相談業務の応援に関する協定」に基づき、神奈川県大規模災害対策士業連絡協議会に対して、市が開催する相談業務に従事する者の派遣を要請し、弁護士、司法書士、建築士、不動産鑑定士、税理士等の専門家の支援を受入れます。</p> <p>第3節 復興対策の実施  第1 復興に関する調査  2 復興計画の作成及び復興計画を実施するための調査  (2) 生活再建支援に係る調査  ア 罹災証明の根拠となる住宅の被災状況調査の実施  市は、<del>災害見舞金等を支給するときには、罹災証明が必要となるため、建築物被害のデータ等を基に、罹災証明の根拠となる住宅の被災状況を把握するとともに、情報が不足している地域等については</del>補足調査を行います。</p>
P147	<p>第6 罹災証明書の発行  1 罹災証明に関する事前対策  罹災家屋の証明内容は、<u>住家の被害認定調査に基づきますが、その証明内容により被災者支援の内容も異なることから、調査漏れや</u></p>	<p>第6 罹災証明書の発行  1 罹災証明に関する事前対策  罹災家屋の証明内容は、<del>家屋の査定に基づいて行いますが、その証明内容により義援金の配分も行われることから、査定漏れや査定</del></p>

## 令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p><u>調査の追加等による混乱が生じないよう、市は、<u>被害認定調査業務に係る実施体制の確保に向け、平時から、専門的な知識及び経験を有する職員の育成等に努めます。</u></u></p> <p><u>また、<u>住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めます。</u></u></p> <p>2 罹災証明の根拠となる<u>住家の被害認定調査</u></p> <p><u>市は、<u>速やかに罹災証明の交付体制を確立するとともに、内閣府が示す「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」等に基づき、住家の被害認定調査を行います。なお、非住家については、被害程度の認定は行いません。</u></u></p> <p>3 発行手続き</p> <p>罹災証明書の発行事務は、次のとおり取り扱うものとします。</p> <p>ア <u>被害認定調査の結果を基に罹災証明台帳を作成します。</u></p> <p>イ 罹災証明書は、被災者の申請を受けて、<u>罹災証明台帳</u>で確認することにより発行します。</p> <p>ウ <u>罹災証明台帳で確認できないときは、申請者の立証資料又は必要な再調査を行い判断します。</u></p> <p>エ <u>住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施します。</u></p>	<p>の追加等による混乱が生じないよう、市は、<del>事前に、被害査定</del>の<u>査定基準の明確化、査定要員の教育の徹底等を検討します。</u></p> <p>2 罹災証明の根拠となる住宅の被災状況調査</p> <p><del>市は、罹災証明の交付体制を確立し、速やかに罹災証明の根拠となる住宅の被災状況を把握するとともに、情報が不足している地域等については補足調査を行います。</del></p> <p>3 発行手続き</p> <p>罹災証明書の発行事務は、次のとおり取り扱うものとします。</p> <p>ア <del>被害調査の結果を基に罹災者台帳（被災者調査票（台帳用））</del>を作成します。</p> <p>イ 罹災証明書は、被災者の申請を受けて、<del>罹災者台帳</del>で確認することにより発行します。</p> <p>ウ <del>罹災者台帳で確認できないときは、申請者の立証資料又は必要な再調査を行い判断します。</del></p>

## 令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
P149	<p>4 証明の範囲</p> <p><u>罹災証明書は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害に起因した住家の被害を対象とし、内閣府が示す「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」等に基づき、その被害程度について証明するものとしてします。</u></p> <p><u>なお、非住家については、被害の届出があった事実について「罹災届出証明書」にて証明するものとしてします。</u></p> <p>5 証明手数料</p> <p>罹災証明書及び罹災届出証明書の発行手数料は無料とします。</p> <p>◆協定5-18：災害時における家屋被害認定調査等への協力に関する協定（神奈川県土地家屋調査士会）</p> <p>第7 生活再建支援</p> <p><u>(9) 水道料金の減額等</u></p> <p><u>市は、被災者の生活再建を支援するため、水道料金の減額制度を設けます。</u></p> <p><u>(10) 社会保険関連</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(11) 住宅復興資金の貸付け</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(12) 防災対策基金</u></p> <p>(略)</p>	<p>4 証明の範囲</p> <p>罹災証明書で証明する範囲は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次のような被害とします。</p> <p><del>ア 全壊（又は半壊）</del> <del>イ 流出</del> <del>ウ 全焼（又は半焼）</del>  <del>エ 床上浸水</del> <del>オ 床下浸水</del> <del>カ 一部損傷</del>  <del>キ その他の物的被害</del></p> <p>5 証明手数料</p> <p>罹災証明書の発行手数料は無料とします。</p> <p>◆協定5-18：災害時における家屋被害認定調査等への協力に関する協定（神奈川県土地家屋調査士会）</p> <p>第7 生活再建支援</p> <p>(新規)</p> <p><del>(9) 社会保険関連</del></p> <p>(略)</p> <p><del>(10) 住宅復興資金の貸付け</del></p> <p>(略)</p> <p><del>(11) 防災対策基金</del></p> <p>(略)</p>

## 令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
P150	<p>3 精神的支援</p> <p>(1) 被災者の精神的な後遺症に関する相談等の実施</p> <p>市は、被災を体験したことにより精神的に不安定になっている被災者に対して専用電話等を設けて、<u>災害派遣精神医療チーム（DPAT）</u>が心の相談に応じるとともに、必要に応じて訪問相談を行います。</p> <p>4 要配慮者対策</p> <p>(1) 要配慮等への支援の実施</p> <p>市は、<u>高齢者、障がい者、児童等の要配慮者の被災状況を把握し、介護保険サービスや障害福祉サービスなど、必要な支援が受けられるよう体制を整備します。</u></p> <p>(略)</p>	<p>3 精神的支援</p> <p>(1) 被災者の精神的な後遺症に関する相談等の実施</p> <p>市は、被災を体験したことにより精神的に不安定になっている被災者に対して専用電話等を設けて、<del>医師、保健師、ソーシャルワーカー</del>等が心の相談に応じるとともに、必要に応じて訪問相談を行います。</p> <p>4 要配慮者対策</p> <p>(1) <del>高齢者、障がい者</del>等への支援の実施</p> <p>市は、高齢者、障がい者等の要配慮者の被災状況を把握し、<del>ホームヘルプサービスやショートステイ等の在宅サービスの実施を支援し、入所施設等への受入れ、福祉ボランティアの確保等を図ります。</del></p> <p>(略)</p>
P150	<p>6 社会福祉施設、社会復帰施設等</p> <p>市は、<u>社会福祉施設等の被災による既存の福祉サービスの供給能力低下や、被災後の生活環境の変化等による新たな福祉需要の発生に対応するため、再建支援が必要な社会福祉施設等や新たな福祉需要を把握します。また、社会福祉施設等の再建に係る復旧事業費に対応した財政的支援について、必要に応じて国に要請します。</u></p>	<p>6 社会福祉施設、社会復帰施設等</p> <p><del>(1) 地域の福祉需要の把握</del></p> <p>市は、<del>要配慮者、介助者、住宅、施設等の被災による新たな福祉需要の発生や、既存の福祉サービスの供給能力の低下等、増大する福祉需要に対応するため、地域の福祉需要の把握に努めます。</del></p> <p><del>(2) 社会福祉施設、社会復帰施設等の再建</del></p> <p>市は、<del>社会福祉施設や社会復帰施設等を早期に再建し、入所・通所者への適切なサービスを確保するため、社会福祉法人等への再建支援を実施します。</del></p>

## 令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
P151	<p>7 生活環境の確保</p> <p>(1) 食料品・飲料水の安全確保</p> <p>市は、水道施設の復旧が完了するまでは、貯水槽等の水を飲料水として利用することから、感染症の発生等を防止するため、飲料水の安全確保のための指導を行います。</p> <p>また、食料品についても、炊き出し等による健康被害が発生しないよう、食品衛生確保のための指導を行います。</p> <p>1 1 <u>NPO</u>・ボランティア活動への支援</p> <p>市は、被災者の生活再建や心のケア等、市民一人ひとりが自らの再建に向けて取り組むことを支援する<u>NPO</u>・ボランティア活動に対し、必要な支援を行います。</p>	<p><del>(3) 福祉サービス体制の整備</del></p> <p><del>市は、被災後の生活環境の変化等による社会福祉施設等への入所・通所者の増加に対応するため、新たな人員、設備の確保や施設の新設、既存施設の増設等を検討します。</del></p> <p>7 生活環境の確保</p> <p>(1) 食料品・飲料水の安全確保</p> <p>市は、水道施設の復旧が完了するまでは、貯水槽等の水を飲料水として利用することから、感染症の発生等を防止するため、飲料水の安全確保のための指導を行うとともに、<del>市水道施設の復旧支援</del>を行います。</p> <p>また、食料品についても、炊き出し等による健康被害が発生しないよう、食品衛生確保のための指導を行います。</p> <p>1 1 ボランティア活動への支援</p> <p>市は、被災者の生活再建や心のケア等、市民一人ひとりが自らの再建に向けて取り組むことを支援するボランティア活動に対し、必要な支援を行います。</p>
P152	<p>第8 地域経済復興支援</p> <p>2 金融・税制面での支援</p> <p>(3) <u>融資</u>の資金の円滑化を図るための支援の実施</p> <p><u>被害が大きい場合、中小企業の再建に向けた資金需要が増加する</u></p>	<p>第8 地域経済復興支援</p> <p>2 金融・税制面での支援</p> <p>(3) <del>金融機関</del>の資金の円滑化を図るための支援の実施</p> <p>市は、震災復興時の旺盛な資金需要により、金融機関の資金が不</p>

## 令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
P153	<p>ことが予想されます。市は、<u>中小企業の資金調達に対応するため、金融機関（一般金融機関及び政府系金融機関）と協調して融資を行い、資金の円滑化を図ります。</u></p> <p><u>(7) 水道料金の減額等</u></p> <p><u>市は、災害の状況に応じて、水道料金の減額制度を設けます。</u></p>	<p>足ることが想定されることから、金融機関（一般金融機関及び政府系金融機関）と協調して融資を行い、資金の円滑化を図ります。</p> <p>(新規)</p>
P158	<p>第6章 東海地震に関する事前対策</p> <p>第2節 予防対策</p> <p>第3 東海地震に関連する情報の知識の普及</p> <p>3 児童生徒等に対する教育</p> <p>(2) 教育内容</p> <p>ア 地震に関する基礎的な知識</p> <p>(ア) 地震予知情報等と警戒宣言の意義</p> <p>(イ) 地震はどのように起こるか</p> <p>(ウ) マグニチュードと震度</p>	<p>第6章 東海地震に関する事前対策</p> <p>第2節 予防対策</p> <p>第3 東海地震に関連する情報の知識の普及</p> <p>3 児童生徒等に対する教育</p> <p>(2) 教育内容</p> <p>ア 地震に関する基礎的な知識</p> <p>(ア) 地震予知情報等と警戒宣言の意義</p> <p>(イ) 地震はどのように起こるか</p> <p>(ウ) マグニチュードと震度</p> <p><del>(エ) 前震、本震、余震等</del></p>
P160	<p>第5 警戒宣言発令時の行動指針</p> <p>(7) 非常持出品の準備</p> <p>最低3日分、推奨1週間分の食料及び飲料水 <u>(1人3リットルが1日分の目安)</u>、常備薬、最小限の着替え肌着、懐中電灯等、いつでも持ち出せるように準備します。</p>	<p>第5 警戒宣言発令時の行動指針</p> <p>(7) 非常持出品の準備</p> <p>最低3日分、推奨1週間分の食料及び飲料水、常備薬、最小限の着替え肌着、懐中電灯等、いつでも持ち出せるように準備します。</p>

## 令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
P164	<p>第3節 警戒宣言発令時等対策</p> <p>第5 東海地震に関連する情報、警戒宣言の伝達</p> <p>2 伝達手段</p> <p><u>カ</u> J:COMチャンネル小田原データ放送 <u>キ</u> FMおだわら <u>ク</u> 市ホームページ <u>ケ</u> 緊急速報メール <u>コ</u> SNS <u>サ</u> 広報車、消防車両等 <u>シ</u> 電話・ファクシミリ</p>	<p>第3節 警戒宣言発令時等対策</p> <p>第5 東海地震に関連する情報、警戒宣言の伝達</p> <p>2 伝達手段</p> <p><del>カ</del> テレビ神奈川データ放送 <u>キ</u> J:COMチャンネル小田原データ放送 <del>ク</del> FMおだわら <del>ケ</del> 市ホームページ <u>コ</u> 緊急速報メール <del>カ</del> SNS <del>シ</del> 広報車、消防車両等 <u>ス</u> 電話・ファクシミリ</p>
P166	<p>第8 事前避難対策</p> <p>3 事前避難対象区域内居住者の責務</p> <p>エ 最低3日分、推奨1週間分の食料、飲料水 <u>(1人3リットルが1日分の目安)</u>、常備薬、貴重品及び最小限の衣類等を携行する。</p>	<p>第8 事前避難対策</p> <p>3 事前避難対象区域内居住者の責務</p> <p>エ 最低3日分、推奨1週間分の食料、飲料水、常備薬、貴重品及び最小限の衣類等を携行する。</p>
P169	<p>第1 1 市が管理又は運営する施設に関する対策</p> <p><u>3 水道施設</u></p> <p><u>市は、直ちに水道施設の緊急点検及び巡視を、あらかじめ定められた方法により実施して状況を把握し、工事中のものにあっては、工事の中断等の応急保安措置をとります。</u></p> <p><u>4 下水道施設</u></p> <p>市は、直ちに下水道施設の緊急点検及び巡視を、あらかじめ定められた方法により実施して状況を把握し、工事中のものにあっては、工事の中断等の応急保安措置をとります。</p>	<p>第1 1 市が管理又は運営する施設に関する対策</p> <p>(新規)</p> <p><del>3</del> 下水道施設</p> <p>市は、直ちに下水道施設の緊急点検及び巡視を、あらかじめ定められた方法により実施して状況を把握し、工事中のものにあっては、工事の中断等の応急保安措置をとります。</p>

## 令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
P172	<p><u>5</u> 漁港施設 (略)</p> <p><u>6</u> 不特定多数の者が出入りする施設等 (略)</p> <p>第13 緊急輸送</p> <p>1 緊急輸送の実施の範囲</p> <p>警戒宣言が発せられた場合、緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲は次のとおりです。</p> <p>ア 地震災害応急対策の実施要員</p> <p>イ 食料、<u>飲料水</u>、医薬品、防災資機材等の物資、資機材</p> <p>ウ その他必要と認める人員、物資又は資機材</p> <p>2 緊急輸送車両の確保等</p> <p>(2) 協定に基づく要請</p> <p>東海地震注意情報が発表された場合、市は、緊急輸送車両の確保を図るため、「災害時における物資の輸送等に関する協定」(協定4-1)及び「<u>災害時における物資配送等に関する協定</u>」(協定-)に基づき、当該輸送機関に対し車両の確保と出動待機を要請するとともに、燃料の確保を図ります。</p>	<p><del>この場合、道路横断及び沿線工事等については、仮復旧を行い交通の支障にならないよう十分配慮します。</del></p> <p><del>4</del> 漁港施設 (略)</p> <p><del>5</del> 不特定多数の者が出入りする施設等 (略)</p> <p>第13 緊急輸送</p> <p>1 緊急輸送の実施の範囲</p> <p>警戒宣言が発せられた場合、緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲は次のとおりです。</p> <p>ア 地震災害応急対策の実施要員</p> <p>イ 食料、医薬品、防災資機材等の物資、資機材</p> <p>ウ その他必要と認める人員、物資又は資機材</p> <p>2 緊急輸送車両の確保等</p> <p>(2) 協定に基づく要請</p> <p>東海地震注意情報が発表された場合、市は、緊急輸送車両の確保を図るため、「災害時における物資の輸送等に関する協定」(協定4-1)に基づき、当該輸送機関に対し車両の確保と出動待機を要請するとともに、燃料の確保を図ります。</p>

## 令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
P175	<p>第18 生活関連施設対策</p> <p>2 下水道施設の確保</p> <p>市は、地震発生に備えて、<u>要員の確保、応急復旧の体制の整備等必要な措置を講じます。</u></p>	<p>第18 生活関連施設対策</p> <p>2 下水道施設の確保</p> <p>市は、地震発生に備えて、被害を最小限とするために下水道施設の保守点検並びに応急復旧のための市職員の配備及び資機材の点検、確保を行います。</p>
P177	<p>第21 救援対策等</p> <p>(3) 飲料水対策</p> <p>警戒宣言が発せられた場合、市は、給水区域内の需要者が緊急貯水を行うと想定されるため、増加する需要に対応できるよう十分な飲料水の供給を確保継続します。</p> <p>この供給を継続するにあたり市は、浄水設備をはじめ、送水及び配水設備の全稼働態勢をとれるよう注意情報発表時から対応します。</p> <p>また、<u>注意情報発表時には、飲料水の確保のため、各配水池の水位を高位に保持するよう浄水場や各水源地の運転操作を行い、発災時には、直ちに浄水場、水源地及び配水池の被害状況の確認と配水池の緊急遮断装置の全閉確認等の必要な作業を行います。</u></p> <p>なお、この計画の詳細については、別に定めた水道施設震災対策計画及び防災・被災対策実施要領によるものとします。</p>	<p>第21 救援対策等</p> <p>(3) 飲料水対策</p> <p>警戒宣言が発せられた場合、市は、給水区域内の需要者が緊急貯水を行うと想定されるため、増加する需要に対応できるよう十分な飲料水の供給を確保継続します。</p> <p>この供給を継続するにあたり市は、浄水設備をはじめ、送水及び配水設備の全稼働態勢をとれるよう注意情報発表時から対応します。</p> <p>また、<del>発災時には、</del>飲料水の確保のため、直ちに緊急遮断装置の全閉確認等の必要な作業を行います。</p> <p>なお、この計画の詳細については、別に定めた水道施設震災対策計画及び防災・被災対策実施要領によるものとします。</p>
P178	<p>2 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備</p> <p>(1) 給水対策</p>	<p>2 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備</p> <p>(1) 給水対策</p>

## 令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
P179	<p>東海地震注意情報が発表された場合、市は、直ちに協定締結先等と連絡をとり、資機材の調達体制を確認するとともに、保有数量、保管場所等の把握に努めます。</p> <p>第7章 南海トラフ地震に関する防災対策</p> <p>第1節 対策の目的</p> <p>第1 南海トラフ地震に関する防災対策の目的及び性質</p> <p><u>この対策は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的としています。</u></p> <p>第2 <u>防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱</u></p> <p>本市に係る地震防災に関し、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び本県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、「第1編 第1章 第5節 第4 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用します。</p>	<p>東海地震注意情報が発表された場合、市は、直ちに協定締結先等と連絡をとり、資機材の調達体制を確認するとともに、保有数量、保管場所及び責任者等の把握に努めます。</p> <p>第7章 南海トラフ地震に関する防災対策</p> <p>第1節 対策の目的</p> <p>第1 南海トラフ地震に関する防災対策の目的及び性質</p> <p><del>この対策は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域として必要とされる対策を中心に、南海トラフ地震に対して必要な事項を定め、南海トラフ地震に対する地震防災体制の推進を図ることを目的としています。</del></p> <p>第2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>本市に係る地震防災に関し、指定地方行政機関、本県の区域内の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び本県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、「第1編 第1章 第5節 第4 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用します。</p>

令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前						
	<p><u>第4 南海トラフ地震に関連する情報について</u></p> <p><u>気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表します。</u></p> <p><u>「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記します。</u></p> <p><u>「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等を発表。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表します。</u></p> <p><u>表「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件</u></p> <table border="1" data-bbox="224 837 1070 1369"> <thead> <tr> <th data-bbox="224 837 436 885"><u>情報名</u></th> <th data-bbox="436 837 1070 885"><u>情報発表条件</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="224 885 436 1173"><u>南海トラフ地震臨時情報</u></td> <td data-bbox="436 885 1070 1173"> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</u></li> <li><u>・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</u></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="224 1173 436 1369"><u>南海トラフ地震関連解説情報</u></td> <td data-bbox="436 1173 1070 1369"> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合</u></li> <li><u>・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただ</u></li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	<u>情報名</u>	<u>情報発表条件</u>	<u>南海トラフ地震臨時情報</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</u></li> <li><u>・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</u></li> </ul>	<u>南海トラフ地震関連解説情報</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合</u></li> <li><u>・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただ</u></li> </ul>	<p>(新規)</p>
<u>情報名</u>	<u>情報発表条件</u>							
<u>南海トラフ地震臨時情報</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</u></li> <li><u>・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</u></li> </ul>							
<u>南海トラフ地震関連解説情報</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合</u></li> <li><u>・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただ</u></li> </ul>							

令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後		改正前
	<p><u>し南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く)</u>  <u>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります</u></p>		
	<p><u>表 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件</u>  <u>(情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」等の形で情報発表します)</u></p>		
	<p><u>発表時間</u></p>	<p><u>キーワード</u></p>	<p><u>各キーワードを付記する条件</u></p>
	<p><u>地震発生等から5～30分程度</u></p>	<p><u>調査中</u></p>	<p><u>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</u>  <u>・監視領域内<sup>※1</sup>でマグニチュード6.8以上<sup>※2</sup>の地震<sup>※3</sup>が発生</u>  <u>・1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性</u></p>

令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後			改正前
			<p><u>の検討が必要と認められる変化を観測</u>  <u>・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</u></p>	
	<p><u>地震発生等から最短で2時間程度</u></p>	<p><u>巨大地震警戒</u></p>	<p><u>・想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード<sup>※4</sup>8.0以上の地震が発生したと評価した場合</u></p>	
		<p><u>巨大地震注意</u></p>	<p><u>・監視領域内<sup>※1</sup>において、モーメントマグニチュード<sup>※4</sup>7.0以上の地震<sup>※3</sup>が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）</u>  <u>・想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</u></p>	
		<p><u>調査終了</u></p>	<p><u>・（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合</u></p>	
<p><u>※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲</u></p>				
<p><u>※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始します</u></p>				

## 令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p><u>※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く</u></p> <p><u>※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いています。</u></p> <p><u>第5 南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象</u></p> <p><u>南海トラフ沿いで観測され得る大規模地震については、確度の高い地震の予測は困難であるものの、南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象のうち、観測される可能性が高く、かつ大規模地震につながる可能性があるとして、防災対応の検討が必要となる3つのケースが想定されています。</u></p> <p><u>1 半割れ（大規模地震）／被害甚大ケース（以下、「半割れケース」という。）の概要</u></p> <p><u>南海トラフの想定震源域内の領域で大規模地震が発生し、残りの領域で大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合です。</u></p> <p><u>また、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてモーメントマグニチュード（以下、「M」という。）8以上の地震が発生した場合、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価さ</u></p>	

## 令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

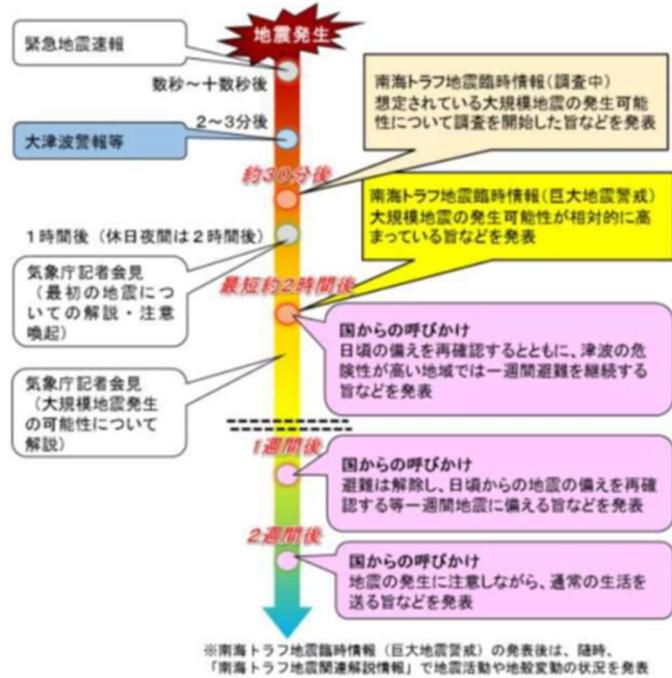
頁	改正後	改正前
	<p><u>れます。</u></p> <p><u>2 一部割れ（前震可能性地震）／被害限定ケース（以下、「一部割れケース」という。）の概要</u></p> <p><u>南海トラフ沿いで、大規模地震に比べて一回り小さい、M7クラスの地震が発生した場合です。</u></p> <p><u>また、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてM7以上、M8未満の地震が発生した場合、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価されます。なお、想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲で発生したM7以上の地震についても、「一部割れケース」として取り扱われます。</u></p> <p><u>3 ゆっくりすべり／被害なしケース（以下、「ゆっくりすべりケース」という。）の概要</u></p> <p><u>短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合です。</u></p> <p><u>第6 異常な現象に伴う防災対応</u></p> <p><u>1 気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報</u></p> <p><u>気象庁は、南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的な評価で算出されたマグニチュード6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した際は、南海トラフ地震との関連性について調査を開始する旨を「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」として発表します。</u></p> <p><u>その後、有識者からなる「南海トラフ沿いの地震に関する評価検</u></p>	

## 令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前								
	<p><u>討会」を開催し、発生した現象について評価を行います。当該評価結果が、前項の3つのケースのいずれかに該当する現象と判断された場合には、気象庁から次の情報が発表されます。</u></p> <table border="1" data-bbox="226 453 1032 699"> <thead> <tr> <th data-bbox="226 453 613 501"><u>異常な現象に対する評価</u></th> <th data-bbox="613 453 1032 501"><u>発表される情報</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="226 501 613 600"><u>(1) 半割れケース</u></td> <td data-bbox="613 501 1032 600"><u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="226 600 613 647"><u>(2) 一部割れケース</u></td> <td data-bbox="613 600 1032 647"><u>南海トラフ地震臨時情報（巨大</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="226 647 613 699"><u>(3) ゆっくりすべりケース</u></td> <td data-bbox="613 647 1032 699"><u>地震注意）</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>【出典：南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（平成31年3月、内閣府）】</u></p>	<u>異常な現象に対する評価</u>	<u>発表される情報</u>	<u>(1) 半割れケース</u>	<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u>	<u>(2) 一部割れケース</u>	<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大</u>	<u>(3) ゆっくりすべりケース</u>	<u>地震注意）</u>	
<u>異常な現象に対する評価</u>	<u>発表される情報</u>									
<u>(1) 半割れケース</u>	<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u>									
<u>(2) 一部割れケース</u>	<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大</u>									
<u>(3) ゆっくりすべりケース</u>	<u>地震注意）</u>									

令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
<p>P183</p>	<p>第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</p> <p><u>市の体制に関しては今後、推進計画として定めてまいります。</u></p> <p>第9 迅速な救助</p> <p><u>迅速な救助については、「第1編 第3章 第3節 救助・救急、消火活動の体制の充実」を重用します。</u></p>	<p>第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>



令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前																				
P189	<p>第1編 風水害対策計画                      第2章 災害に強いまちづくり                      第3節 治水対策                      第1 治水施設等の整備</p> <p>市の水害は、河川・排水路の未改修地区での多量な降雨による浸水に加え、近年の排水能力を超過した局地的な集中豪雨による浸水も発生しています。</p> <p>これらの水害は、県及び市の治水計画等に基づき逐次改修を実施します。なお、治水計画における河川整備等については本章「第4節 河川改修」を、排水施設等の整備については「第5節 下水道整備」を準用します。</p> <p>第2 洪水浸水想定区域における避難の確保                      1 洪水浸水想定区域の指定</p> <p>水防法第14条第1項に基づく市内河川の浸水想定区域の指定状況は次のとおりです。</p> <p style="text-align: center;">表 浸水想定区域の指定状況</p> <table border="1" data-bbox="224 1125 1025 1369"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>河川名</th> <th>浸水想定区域指定年月日</th> <th>外力</th> <th>想定雨量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>山王川</td> <td>平成30年6月1日 神奈川県告示第291号</td> <td>想定最大規模 (1/1000程)</td> <td>24時間総雨量 342mm</td> </tr> </tbody> </table>	No.	河川名	浸水想定区域指定年月日	外力	想定雨量	1	山王川	平成30年6月1日 神奈川県告示第291号	想定最大規模 (1/1000程)	24時間総雨量 342mm	<p>第1編 風水害対策計画                      第2章 災害に強いまちづくり                      第3節 治水対策                      第1 治水施設等の整備</p> <p>市の水害は、河川・排水路の未改修地区での多量な降雨による浸水に加え、近年の排水能力を超過した局地的な集中豪雨による浸水も発生しています。</p> <p>これらの水害は、県及び市の治水計画並びに下水道計画に基づき逐次改修を実施します。なお、治水計画における河川整備等については本章「第4節 河川改修」を、下水道計画における排水施設等の整備については「第5節 下水道整備」を準用します。</p> <p>第2 洪水浸水想定区域における避難の確保                      1 洪水浸水想定区域の指定</p> <p>水防法第14条第1項に基づく市内河川の浸水想定区域の指定状況は次のとおりです。</p> <p style="text-align: center;">表 浸水想定区域の指定状況</p> <table border="1" data-bbox="1097 1125 1899 1369"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>河川名</th> <th>浸水想定区域指定年月日</th> <th>想定(確率)</th> <th>想定雨量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>山王川</td> <td>平成18年8月11日 神奈川県告示第478号</td> <td>50年に1回</td> <td>時間雨量：63mm</td> </tr> </tbody> </table>	No.	河川名	浸水想定区域指定年月日	想定(確率)	想定雨量	1	山王川	平成18年8月11日 神奈川県告示第478号	50年に1回	時間雨量：63mm
No.	河川名	浸水想定区域指定年月日	外力	想定雨量																		
1	山王川	平成30年6月1日 神奈川県告示第291号	想定最大規模 (1/1000程)	24時間総雨量 342mm																		
No.	河川名	浸水想定区域指定年月日	想定(確率)	想定雨量																		
1	山王川	平成18年8月11日 神奈川県告示第478号	50年に1回	時間雨量：63mm																		

令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後					改正前				
P192	2	酒匂川	平成29年3月31日 神奈川県告示第172号	<u>度を超える規模)</u>	<u>24時間総雨量</u> ：530mm	2	酒匂川	平成29年3月31日 神奈川県告示第172号	<del>1000年に1回</del>	日雨量： 530mm
	3	狩川	<u>平成30年7月27日 神奈川県告示第355号</u>		<u>24時間総雨量</u> ： 364mm	3	狩川	<del>平成21年1月9日 神奈川県告示第9号</del>	<del>50年に1回</del>	<del>時間雨量</del> ： 94mm
	4	仙了川	※下記欄外参照		<u>24時間総雨量</u> ： 344mm	4	仙了川	※下記欄外参照		
	5	要定川	<u>平成30年7月27日 神奈川県告示第356号</u>		<u>24時間総雨量</u> ： 336mm	5	要定川	平成21年1月9日 神奈川県告示第10号		
	6	早川	平成21年1月9日 神奈川県告示第14号	<u>中頻度(1/50)</u>	<u>24時間総雨量</u> ： 481mm	6	早川	平成21年1月9日 神奈川県告示第14号	<del>50年に1回</del>	日雨量： 481mm
	7	森戸川	<u>令和元年12月20日 神奈川県告示第305号</u>	<u>想定最大規模</u>	<u>24時間総雨量</u> ： 338mm	7	森戸川	平成21年1月9日 神奈川県告示第8号	<del>30年に1回</del>	<del>時間雨量</del> ： 85mm
	8	中村川	<u>令和元年12月20日 神奈川県告示第307号</u>	<u>度を超える規模)</u>	<u>24時間総雨量</u> ： 335mm	8	中村川	平成21年1月9日 神奈川県告示第7号	<del>50年に1回</del>	<del>時間雨量</del> ： 94mm
	P192	第4節 河川改修					第4節 河川改修			

## 令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
P193	<p>第1 河川の整備</p> <p>2 市が実施する河川改修</p> <p>(1) 中小河川(下菊川、関口川)</p> <p>中小河川については、長期的にはおおむね30年に1回の降雨規模に対応した治水安全度を確保する事を目標設定しています。</p> <p>市では、下菊川については、昭和58年度から、関口川については、昭和54年度から改修を行っており、当面、2～5年間で、時間雨量30～50mm降雨に対応した治水安全度の確保を図ることとしています。また、中小河川の改修のほか、河川断面の確保のため、川底にたい積した土砂の除去を行い、大雨に対応した治水安全度の確保に努めています。</p> <p>第5節 <u>ライフラインの安全対策</u></p> <p>第1 <u>上水道施設の整備</u></p> <p>1 <u>浸水対策</u></p> <p>(1) <u>施設整備</u></p> <p><u>浸水想定区域内の施設については、浸水被害により、電気・機械設備の復旧に時間を要し長期断水のおそれがあることから、建物内への浸入を防ぐ対策を推進します。</u></p> <p><u>また、未対策の施設については、事前に土嚢の設置をするなど減災対策を行います。</u></p> <p>(2) <u>応急対応</u></p> <p><u>施設内への立入が可能となった際には、直ちに施設被害状況の確</u></p>	<p>第1 河川の整備</p> <p>2 市が実施する河川改修</p> <p>(1) 中小河川(下菊川、関口川)</p> <p>中小河川については、長期的にはおおむね30年に1回の降雨規模に対応した治水安全度を確保する事を目標設定しています。</p> <p>市では、下菊川については、昭和58年度から、関口川については、昭和54年度から改修を行っており、当面、<del>おおむね</del>2～5年間で、<del>おおむね</del>時間雨量30～50mm降雨に対応した治水安全度の確保を図ることとしています。また、中小河川の改修のほか、河川断面の確保のため、川底にたい積した土砂の除去を行い、大雨に対応した治水安全度の確保に努めています。</p> <p>第5節 下水道整備</p>

## 令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p><u>認を行い、応急対応方針を決定し、設備復旧に着手するとともに配水システムの切替など地震災害と同様の対応を行います。</u></p> <p><u>2 濁度対策</u></p> <p><u>(1) 施設整備</u></p> <p><u>浸水想定区域内の施設については、井戸設備への浸水により、濁水が混入し使用制限が長期間に及ぶ可能性があるため、井戸設備への浸入を防ぐ対策を推進します。</u></p> <p><u>(2) 応急対応</u></p> <p><u>冠水が解消した際には、直ちに施設被害状況の確認を行い応急対応方針を決定し、井戸ポンプ設備の運転確認や井戸内に混入した泥水の排水作業に着手します。</u></p> <p><u>取水を再開する際には、水質検査を行い水の安全性を確認します。</u></p> <p><u>なお、長期間濁度上昇が改善されない場合には、配水システムの切替など地震災害と同様の対応を行います。</u></p> <p><u>第2 下水道施設の整備</u></p> <p>市は、浸水の防除を目的とした雨水きよを整備するとともに、汚水管きよへの<u>不明水の削減に向けた対策を実施し、災害時における被害の軽減及び未然防止を図っています。</u></p> <p><u>1 浸水対策</u></p> <p><u>現在、台風などにより浸水被害が生じている地域の雨水きよを優先して整備を推進します。また、内水浸水被害時に市民の迅速な避難行動と災害に対する意識の向上を図るための内水ハザードマップ</u></p>	<p>市は、浸水の防除を目的とした雨水きよを整備するとともに、汚水管きよへの<u>雨水流入を軽減する対策を実施しており、災害時における被害の軽減及び未然防止を図っています。</u></p> <p><del>第1</del> <u>下水道施設の整備</u></p> <p><u>1 雨水きよの整備</u></p> <p>市は、現在、既に都市の集積等により浸水被害が生じている地域はもとより、今後集積度が高まり雨水の流出量が増加すると予想さ</p>

## 令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
P198	<p><u>の基礎資料となる内水浸水想定区域図の作成を進めます。</u></p> <p>2 汚水管きよ、マンホール等の対策</p> <p><u>汚水本管については、地震対策や老朽化対策として更生工事を行うことにより、不明水対策にも繋がることから計画的に管きよの更生工事を実施します。</u></p> <p><u>また、マンホール蓋については、古くなった蓋の交換を進め、不明水の削減や飛散防止等の対策を実施します。</u></p> <p>第11節 造成地の災害防止</p> <p>第1 造成地の災害防止対策</p> <p><u>市は、宅地造成地に発生する災害防止のため、必要に応じて次の対策を実施します。</u></p> <p>ア 宅地造成等規制法第3条第1項に基づく宅地造成工事規制区域の指定促進</p> <p>イ 宅地造成等規制法第3条第1項に基づく宅地造成工事規制区域の指定制度の周知等、啓発活動の推進</p>	<p>れる地域に対しても浸水被害の解消に向けて、河川改修事業との連携を図りながら雨水きよの整備を推進しています。</p> <p>2 汚水管きよ、マンホール等の対策</p> <p><del>市は、汚水管きよへの雨水流入の軽減対策に併せ、マンホール蓋の浮上、飛散防止等の対策を推進しています。</del></p> <p>第11節 造成地の災害防止</p> <p>第1 造成地の災害防止対策</p> <p><del>宅地造成地に発生する災害防止のため、県において次の対策を実施しており、市は、必要に応じて県に協力を行います。</del></p> <p>ア 宅地造成等規制法第3条第1項に基づく宅地造成工事規制区域の指定促進</p> <p>イ 宅地造成等規制法第3条第1項に基づく宅地造成工事規制区域の指定制度の周知等、<del>県民への</del>啓発活動の推進</p>
P203	<p>第3章 災害時応急活動事前対策の充実</p> <p>第5節 避難対策</p> <p>第1 避難勧告等の発令基準</p> <p>2 避難情報の種別</p> <p><u>災害発生のおそれの高まりに応じて、居住者等がとるべき行動を5段階に分け、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の</u></p>	<p>第3章 災害時応急活動事前対策の充実</p> <p>第5節 避難対策</p> <p>第1 避難勧告等の発令基準</p> <p>2 避難情報の種別</p> <p><del>避難に際しては、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に配慮するため、避難準備・高齢者等避難開始を位置づけます。</del></p>

## 令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前																				
	<p>判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)との対応を明確にし、  <u>その上で、5段階に区分した「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「警戒レベル相当情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解しやすいものとする</u>こととします。</p> <p style="text-align: center;">表 避難情報の種別</p> <table border="1" data-bbox="219 549 1072 1372"> <thead> <tr> <th data-bbox="219 549 398 644">警戒レベル</th> <th data-bbox="398 549 786 644">市民のとるべき行動</th> <th data-bbox="786 549 1072 644">行動を市民等に促す情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="219 644 398 791"><u>1</u></td> <td data-bbox="398 644 786 791"><u>防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。</u></td> <td data-bbox="786 644 1072 791"><u>早期注意情報(気象庁が発表)</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="219 791 398 1134"><u>2</u></td> <td data-bbox="398 791 786 1134"><u>ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。</u></td> <td data-bbox="786 791 1072 1134"><u>注意報(気象庁が発表)</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="219 1134 398 1372"><u>3</u></td> <td data-bbox="398 1134 786 1372"><u>避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は立退き避難する。その他の人は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。</u></td> <td data-bbox="786 1134 1072 1372"><u>避難準備・高齢者等避難開始(市が発令)</u></td> </tr> </tbody> </table>	警戒レベル	市民のとるべき行動	行動を市民等に促す情報	<u>1</u>	<u>防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。</u>	<u>早期注意情報(気象庁が発表)</u>	<u>2</u>	<u>ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。</u>	<u>注意報(気象庁が発表)</u>	<u>3</u>	<u>避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は立退き避難する。その他の人は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。</u>	<u>避難準備・高齢者等避難開始(市が発令)</u>	<p style="text-align: center;">表 避難情報の種別</p> <table border="1" data-bbox="1090 549 1948 1182"> <thead> <tr> <th data-bbox="1090 549 1352 596">種別</th> <th data-bbox="1352 549 1948 596">発令時の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1090 596 1352 791">避難準備・高齢者等避難開始</td> <td data-bbox="1352 596 1948 791"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階。</li> <li>・人的被害の発生する可能性が高まった状況。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1090 791 1352 986">避難勧告</td> <td data-bbox="1352 791 1948 986"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階。</li> <li>・人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1090 986 1352 1182">避難指示(緊急)</td> <td data-bbox="1352 986 1948 1182"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前兆現象の発生や地域の特性、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況、あるいはすでに人的被害が発生した状況。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	種別	発令時の状況	避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階。</li> <li>・人的被害の発生する可能性が高まった状況。</li> </ul>	避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階。</li> <li>・人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。</li> </ul>	避難指示(緊急)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前兆現象の発生や地域の特性、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況、あるいはすでに人的被害が発生した状況。</li> </ul>
警戒レベル	市民のとるべき行動	行動を市民等に促す情報																				
<u>1</u>	<u>防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。</u>	<u>早期注意情報(気象庁が発表)</u>																				
<u>2</u>	<u>ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。</u>	<u>注意報(気象庁が発表)</u>																				
<u>3</u>	<u>避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は立退き避難する。その他の人は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。</u>	<u>避難準備・高齢者等避難開始(市が発令)</u>																				
種別	発令時の状況																					
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階。</li> <li>・人的被害の発生する可能性が高まった状況。</li> </ul>																					
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階。</li> <li>・人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。</li> </ul>																					
避難指示(緊急)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前兆現象の発生や地域の特性、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況、あるいはすでに人的被害が発生した状況。</li> </ul>																					

令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後			改正前
	<p><u>警戒レベル</u> <u>4</u></p>	<p><u>避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。</u> <u>災害が発生するおそれが極めて高い状況等で、避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な部屋への移動等の緊急の避難をす</u> <u>る。</u></p>	<p><u>避難勧告、避難指示(緊急)* (市が発令)</u> <u>※地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に</u> <u>発令</u></p>	
	<p><u>警戒レベル</u> <u>5</u></p>	<p><u>既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。</u></p>	<p><u>災害発生情報* (市が発令)</u> <u>※災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令</u></p>	
<p>P203</p>	<p><u>3 市民の避難誘導體制</u> <u>(1) 水防団との協議</u> <u>市は、水防団等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとし</u> <u>ます。なお、避難時の周囲の状況</u></p>			<p>(新規)</p>

## 令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
P205	<p><u>等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意します。</u></p> <p><u>(2) 避難勧告等の発令</u></p> <p><u>避難勧告の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するよう努めます。</u></p> <p>第6節 要配慮者に対する対策</p> <p>第1 避難誘導及び生活支援体制の整備</p> <p><u>1 避難確保計画の策定と避難訓練の実施</u></p> <p><u>平成29年6月に水防法及び土砂災害防止法が改正されたことに伴い、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内等の要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）の所有者又は管理者は、避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務となりました。</u></p> <p><u>2 避難行動要支援者名簿等の作成</u> (略)</p> <p><u>3 緊急通報システム等の整備</u> (略)</p> <p><u>4 生活支援</u> (略)</p> <p><u>5 医療体制の整備</u></p>	<p>第6節 要配慮者に対する対策</p> <p>第1 避難誘導及び生活支援体制の整備 (新規)</p> <p><del>1</del> 避難行動要支援者名簿等の作成 (略)</p> <p><del>2</del> 緊急通報システム等の整備 (略)</p> <p><del>3</del> 生活支援 (略)</p> <p><del>4</del> 医療体制の整備</p>

## 令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	<p>(略)</p> <p>6 防災知識の普及・啓発</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p><del>5</del> 防災知識の普及・啓発</p> <p>(略)</p>
P207	<p>第15節 市民の自主防災活動・<u>NPO</u>・ボランティア活動等の拡充強化</p>	<p>第15節 市民の自主防災活動・ボランティア活動等の拡充強化</p>
P208	<p>第16節 防災知識の普及</p> <p>第1 市民等に対する防災知識の普及</p> <p>1 防災思想の普及、徹底</p> <p><u>市民は、自然災害に対して行政に依存し過ぎることなく、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとることが原則です。</u></p> <p><u>特に突発的な災害や激甚な災害では、避難勧告等の発令が間に合わないこともあります。また、被害が大きくなればなるほど、救助が間に合わないこともあります。市民は、自主的なソフト対策を強化する必要性が増してきており、適切な避難行動、避難のタイミングは各市民で異なることを理解した上で、災害種別毎に自宅等が、立退き避難が必要な場所なのか、あるいは、上階への移動等で命に危険が及ぶ可能性がなくなるのか等について、あらかじめ確認・認識し、自ら避難行動を判断しなくてはなりません。</u></p> <p>4 市民の心得</p>	<p>第16節 防災知識の普及</p> <p>第1 市民等に対する防災知識の普及</p> <p>1 防災思想の普及、徹底</p> <p><del>自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要です。また、災害時には、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、市、県、国、公共機関等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められます。このため、市は、自主防災思想の普及、徹底を図るものとします。</del></p> <p>4 市民の心得</p>

## 令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
P211	<p>(1) 平常時の心得            カ 最低3日分、推奨1週間分の<u>食料・飲料水(1人3リットルが1日分の目安)</u>、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出品を準備すること。</p> <p>第4章 災害時の応急活動対策            第1節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置            第1 注意報及び警報等の収集・伝達            1 注意報及び警報等の受理            (1) 注意及び警戒の喚起            横浜地方気象台は、気象、洪水、高潮等による災害及び被害の発生するおそれのある場合に市町村単位で注意報又は警報を発表し、市民や防災関係機関の注意や警戒を喚起します。            また、警報の発表基準をはるかに超える豪雨が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合は、特別警報を発表し、最大限の警戒を呼び掛けます。            特別警報が発表された場合、数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあり、市民は周囲の状況や市から発令される<u>警戒レベル4 避難勧告・避難指示(緊急)</u>、<u>警戒レベル5 災害発生情報</u>などの情報に留意し、ただちに命を守るための行動をとる必要があります。</p>	<p>(1) 平常時の心得            カ 食料・飲料水(最低3日分、推奨1週間分)、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出品を準備すること。</p> <p>第4章 災害時の応急活動対策            第1節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置            第1 注意報及び警報等の収集・伝達            1 注意報及び警報等の受理            (1) 注意及び警戒の喚起            横浜地方気象台は、気象、洪水、高潮等による災害及び被害の発生するおそれのある場合に市町村単位で注意報又は警報を発表し、市民や防災関係機関の注意や警戒を喚起します。            また、警報の発表基準をはるかに超える豪雨が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合は、特別警報を発表し、最大限の警戒を呼び掛けます。            特別警報が発表された場合、数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあり、市民は周囲の状況や市から発令される避難勧告・避難指示などの情報に留意し、ただちに命を守るための行動をとる必要があります。</p>
P212	<p>第1 注意報及び警報等の収集・伝達</p>	<p>第1 注意報及び警報等の収集・伝達            1 注意報及び警報等の受理</p>

## 令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
P215	<p>1 注意報及び警報等の受理</p> <p>(6) 竜巻注意情報</p> <p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、<u>天気予報と同じ細分区域</u>で発表します。この情報の有効期間は、発表から1時間です。</p> <p>2 警戒活動</p> <p>市は、風水害の発生のおそれがある場合には、河川管理者、関連機関等と連携を図りながら、気象情報等に十分注意し、洪水等により浸水想定区域や土砂災害<u>警戒区域</u>の警戒活動を行います。</p> <p>3 避難のための立ち退き</p> <p>市長は、洪水による浸水想定区域又は土砂災害<u>警戒区域</u>等の居住者等に対して、人命の保護その他の災害の防止を図るため特に必要と認めるときは避難のための立ち退きの開始を求めます。</p> <p>(略)</p> <p>第4章 災害時の応急活動対策</p> <p>第1節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(6) 竜巻注意情報</p> <p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、<u>県単位</u>で発表します。この情報の有効期間は、発表から1時間です。</p> <p>2 警戒活動</p> <p>市は、風水害の発生のおそれがある場合には、河川管理者、関連機関等と連携を図りながら、気象情報等に十分注意し、洪水等により浸水が想定される区域や土砂災害危険箇所の警戒活動を行います。</p> <p>3 避難のための立ち退き</p> <p>市長は、洪水による浸水想定区域又は土砂災害<u>危険区域</u>等の居住者等に対して、人命の保護その他の災害の防止を図るため特に必要と認めるときは避難のための立ち退きの開始を求めます。</p> <p>(略)</p> <p>第4章 災害時の応急活動対策</p> <p>第1節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置</p> <p><del>第3 動員計画</del></p> <p><del>5 職員の動員計画</del></p>

## 令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
		<p><del>（１）動員基準</del>  <del>基本的な配備及び動員計画は（資料2-12）のとおりです。</del></p> <p><del>（２）非常配備</del>  <del>小田原市災害対策本部規程第5条に規定する（資料2-10）動員3号体制に基づき、風水害により市内の全域に災害が発生したとき及びその他の状況により市長が配備を指示したときは、速やかに非常配備につきます。</del></p> <p style="text-align: center;"><del>表 配備体制</del>  <del>（略）</del></p> <p><del>（３）動員名簿の作成</del>  <del>所属長は、あらかじめ動員区分に従い動員名簿を作成するとともに、所属職員に周知し、応急対策に万全を期します。</del>  <del>なお、この名簿は、異動等により変更があったとき直ちに修正します。</del></p> <p><del>（４）動員及び連絡の順序</del>  <del>ア 所属長は、動員名簿を作成し準備、動員1号～3号の順序において市職員へ伝達方法・手段の確立を図ります。</del>  <del>イ 伝達は、動員名簿により電話等で行います。</del></p> <p><del>6 職員の派遣</del>  <del>市は、災害応急対策実施のため必要があるときは、災害対策基本法等の関係法令及び相互応援協定等により、国、県及び他市町村等に対して、職員の派遣を求め、災害対策の万全を期します。</del>  <del>派遣要請した職員の宿泊施設は、市の施設利用を前提に、被災状況</del></p>

## 令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
P217	<p>第<u>3</u> 被害情報の収集伝達 (略)</p> <p>第<u>4</u> 災害広報の実施 (略)</p> <p>第<u>5</u> 通信の運用 (略)</p>	<p>に応じて民間施設の活用も想定します。</p> <p>◆資料2-10：非常配備体制の種別及び基準</p> <p>◆資料2-12：小田原市災害対策本部動員基準</p> <p>◆資料2-13：小田原市災害初動体制規程</p> <p>◆資料2-14：勤務時間外における職員伝達系統図</p> <p>第<del>4</del> 被害情報の収集伝達 (略)</p> <p>第<del>5</del> 災害広報の実施 (略)</p> <p>第<del>6</del> 通信の運用 (略)</p>
P224	<p>第5節 避難対策</p> <p>第1 避難勧告・指示等</p> <p>2 避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告及び指示の発令基準</p>	<p>第5節 避難対策</p> <p>第1 避難勧告・指示等</p> <p>2 避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告及び指示の発令基準</p>



令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後						改正前						
P233	第3編 特殊災害対策計画 第1章 火山災害対策 第1節 災害予防 第1 火山情報の伝達体制等 1 噴火警報等の発表 (3) 噴火警戒レベル イ 箱根山の噴火警戒レベル						第3編 特殊災害対策計画 第1章 火山災害対策 第1節 災害予防 第1 火山情報の伝達体制等 1 噴火警報等の発表 (3) 噴火警戒レベル イ 箱根山の噴火警戒レベル						
予報警報		対象範囲	レベル	(略)	住民等の行動	(略)	予報警報		対象範囲	レベル	(略)	住民等の行動	(略)
噴火警報		居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	(略)	危険な居住地域からの避難等が必要	(略)	噴火警報		居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	(略)	危険な居住地域からの避難等が必要	(略)
			レベル4 (避難準備)	(略)	警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者等の避難等が必要。 箱根山においては、非常に多くの観光客を円滑に避難させる必要があること、居住地が想定火口に近いことから、箱根町はこの段階で避難指示(緊急)を発令。	(略)				レベル4 (避難準備)	(略)	警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者等の避難等が必要。 箱根山においては、非常に多くの観光客を円滑に避難させる必要があること、居住地が想定火口に近いことから、箱根町はこの段階で避難指示(緊急)を発令。	(略)

令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後						改正前																	
	火山現象に関する情報	火口から居住地近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3 (入山規制)	(略)	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。特定地域では避難。状況に応じて要配慮者の避難準備等。	(略)	火山現象に関する情報	火口から居住地近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3 (入山規制)	(略)	住民は通常的生活。状況に応じて要配慮者等の避難準備等。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。特定地域では避難。状況に応じて要配慮者の避難準備等。	(略)												
火口から少し離れた所までの火口周辺		レベル2 (火口周辺規制)	(略)	住民は通常的生活。火口周辺への立入規制等	(略)	火口から少し離れた所までの火口周辺		レベル2 (火口周辺規制)	(略)	住民は通常的生活。火口周辺への立入規制等	(略)													
噴火予報		レベル1 (活火山であることを留意)	(略)	住民は通常的生活。状況に応じて火口内への立入禁止	(略)	噴火予報		レベル1 (活火山であることを留意)	(略)	住民は通常的生活。状況に応じて火口内への立ち入り禁止	(略)													
	<p>(5) 火山現象に関する情報</p> <p>表 火山現象に関する情報</p> <table border="1" data-bbox="273 1227 1032 1367"> <thead> <tr> <th>情報等の種類</th> <th>内容</th> <th>発表時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火山の状況</td> <td>火山性地震や微動回数、噴</td> <td>火山活動の状</td> </tr> </tbody> </table>						情報等の種類	内容	発表時期	火山の状況	火山性地震や微動回数、噴	火山活動の状	<p>(5) 火山現象に関する情報</p> <p>表 火山現象に関する情報</p> <table border="1" data-bbox="1149 1227 1944 1367"> <thead> <tr> <th>情報等の種類</th> <th>内容</th> <th>発表時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火山の状況</td> <td>火山性地震や微動回数、噴</td> <td>火山活動の状況</td> </tr> </tbody> </table>						情報等の種類	内容	発表時期	火山の状況	火山性地震や微動回数、噴	火山活動の状況
情報等の種類	内容	発表時期																						
火山の状況	火山性地震や微動回数、噴	火山活動の状																						
情報等の種類	内容	発表時期																						
火山の状況	火山性地震や微動回数、噴	火山活動の状況																						

令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後			改正前		
P235	に関する解説情報	火等の状況等を取りまとめた情報	況に応じ適時発表	に関する解説情報	火等の状況等を取りまとめた情報	に応じ適時発表
	火山活動解説資料	地図や図表等を用いて火山活動の状況等を詳細にとりまとめた資料	毎月上旬又は必要に応じ適時発表	火山活動解説資料	地図や図表等を用いて火山活動の状況等を詳細にとりまとめた資料	毎月上旬又は必要に応じ適時発表
	月間火山概況	前月 1 ヶ月間の火山活動の状況及びその解説を取りまとめた資料	毎月上旬	週間火山概況	過去 1 週間の火山活動を取りまとめた資料	毎週金曜日
	噴火に関する火山観測報	噴火が発生した場合、噴火の時刻や噴煙高度等の情報を知らせるもの	随時	月間火山概況	前月 1 ヶ月間の火山活動の状況及びその解説を取りまとめた資料	毎月上旬
				噴火に関する火山観測報	噴火が発生した場合、噴火の時刻や噴煙高度等の情報を知らせるもの	随時
	<p>第2 災害応急対策への備え</p> <p><u>5 浄水場施設の降灰対策</u></p> <p><u>(1) 平常時の心得</u></p> <p><u>除灰作業に伴うゴーグル、マスク、ブルーシート等の資機材を準備します。</u></p> <p><u>(2) 重水上施設の応急対策</u></p> <p><u>ア 降灰時には、覆蓋設備のない着水井、沈殿池越流トラフ及びろ過池にブルーシートで天幕を張り降灰の混入を防ぎます。</u></p> <p><u>イ 降灰による浄水工程への影響についての判断を行い、必要に応じて取水制限及び取水停止等の措置を講じます。</u></p> <p><u>ウ 取水停止した際には、沈殿池等に降灰した灰が堆積しないよう</u></p>			<p>第2 災害応急対策への備え</p> <p>(新規)</p>		

令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前				
用語 2	<p><u>に排泥作業の頻度を上げるなど必要な作業を行い、取水再開に備えます。</u></p> <p><u>6 防災知識の普及</u> (略)</p>	<p><del>5</del> 防災知識の普及 (略)</p>				
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="210 547 443 743"><u>広域避難所</u> <u>(指定避難所)</u></td> <td data-bbox="443 547 1088 743">災害発生後の火災延焼等から一時的に身を守ることはもとより、火災や家屋倒壊等により住家を失った市民の避難に対し、収容施設を兼ね備えた施設のことをいいます。</td> </tr> </table>	<u>広域避難所</u> <u>(指定避難所)</u>	災害発生後の火災延焼等から一時的に身を守ることはもとより、火災や家屋倒壊等により住家を失った市民の避難に対し、収容施設を兼ね備えた施設のことをいいます。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1088 547 1317 743">広域避難所</td> <td data-bbox="1317 547 1960 743">災害発生後の火災延焼等から一時的に身を守ることはもとより、火災や家屋倒壊等により住家を失った市民の避難に対し、収容施設を兼ね備えた施設のことをいいます。</td> </tr> </table>	広域避難所	災害発生後の火災延焼等から一時的に身を守ることはもとより、火災や家屋倒壊等により住家を失った市民の避難に対し、収容施設を兼ね備えた施設のことをいいます。
	<u>広域避難所</u> <u>(指定避難所)</u>	災害発生後の火災延焼等から一時的に身を守ることはもとより、火災や家屋倒壊等により住家を失った市民の避難に対し、収容施設を兼ね備えた施設のことをいいます。				
	広域避難所	災害発生後の火災延焼等から一時的に身を守ることはもとより、火災や家屋倒壊等により住家を失った市民の避難に対し、収容施設を兼ね備えた施設のことをいいます。				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="210 743 443 940"><u>広域避難所 2</u> <u>次施設</u> <u>(指定避難所)</u></td> <td data-bbox="443 743 1088 940">広域避難所として指定された施設以外の市内の小・中学校及び公共施設であり、被害の状況により広域避難所のみでは収容しきれなくなった場合に使用する施設です。</td> </tr> </table>	<u>広域避難所 2</u> <u>次施設</u> <u>(指定避難所)</u>	広域避難所として指定された施設以外の市内の小・中学校及び公共施設であり、被害の状況により広域避難所のみでは収容しきれなくなった場合に使用する施設です。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1088 743 1317 940">広域避難所 2 次施設</td> <td data-bbox="1317 743 1960 940">広域避難所として指定された施設以外の市内の小・中学校及び公共施設であり、被害の状況により広域避難所のみでは収容しきれなくなった場合に使用する施設です。</td> </tr> </table>	広域避難所 2 次施設	広域避難所として指定された施設以外の市内の小・中学校及び公共施設であり、被害の状況により広域避難所のみでは収容しきれなくなった場合に使用する施設です。	
<u>広域避難所 2</u> <u>次施設</u> <u>(指定避難所)</u>	広域避難所として指定された施設以外の市内の小・中学校及び公共施設であり、被害の状況により広域避難所のみでは収容しきれなくなった場合に使用する施設です。					
広域避難所 2 次施設	広域避難所として指定された施設以外の市内の小・中学校及び公共施設であり、被害の状況により広域避難所のみでは収容しきれなくなった場合に使用する施設です。					
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="210 940 443 1372"><u>災害発生情報</u></td> <td data-bbox="443 940 1088 1372"> <p><u>災害対策基本法の規定により、市長が、災害が発生していることを把握した場合に、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを指示すること。</u></p> <p><u>既に災害が発生している状況であり、必要と認める地域のうち、命を守るための最善の行動をとることを居住者に求めている。</u></p> <p><u>警戒レベル5</u></p> </td> </tr> </table>	<u>災害発生情報</u>	<p><u>災害対策基本法の規定により、市長が、災害が発生していることを把握した場合に、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを指示すること。</u></p> <p><u>既に災害が発生している状況であり、必要と認める地域のうち、命を守るための最善の行動をとることを居住者に求めている。</u></p> <p><u>警戒レベル5</u></p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1088 940 1317 1372">(新規)</td> <td data-bbox="1317 940 1960 1372">(新規)</td> </tr> </table>	(新規)	(新規)	
<u>災害発生情報</u>	<p><u>災害対策基本法の規定により、市長が、災害が発生していることを把握した場合に、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを指示すること。</u></p> <p><u>既に災害が発生している状況であり、必要と認める地域のうち、命を守るための最善の行動をとることを居住者に求めている。</u></p> <p><u>警戒レベル5</u></p>					
(新規)	(新規)					
用語 4	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="210 1372 443 1372"><u>D P A T</u></td> <td data-bbox="443 1372 1088 1372"><u>災害の場合に、被災地域の精神保健医療ニ一</u></td> </tr> </table>	<u>D P A T</u>	<u>災害の場合に、被災地域の精神保健医療ニ一</u>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1088 1372 1317 1372">(新規)</td> <td data-bbox="1317 1372 1960 1372">(新規)</td> </tr> </table>	(新規)	(新規)
<u>D P A T</u>	<u>災害の場合に、被災地域の精神保健医療ニ一</u>					
(新規)	(新規)					

## 令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後		改正前	
	<u>(ディーパット)</u>	<u>ズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を行うために都道府県及び政令指定都市によって組織される、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チームのことをいいます。</u> <u>「Disaster Psychiatric Assistance Team (災害派遣精神医療チーム)」の略です。</u>		
	<u>土砂災害避難場所</u>	<u>風水害（土砂災害）により災害の範囲が限定される場合の避難場所で、公共施設及び民間施設等の中から短期的な避難場所として選定します。広域避難所（指定避難所）のような長期的な開設とは異なり、短期的に開設する避難場所です。</u> <u>本市では、今後指定緊急避難場所として指定を行います。</u>	(新規)	(新規)
	避難勧告 (ひなんかんこく)	<u>災害対策基本法の規定により、市長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告すること。</u> <u>近隣の安全な建物等の「近隣の安全な場所」への避難や「屋内安全確保」も避難勧告が促す避難行動としている。</u> <u>警戒レベル4（津波については対象外）</u>	避難勧告 (ひなんかんこく)	災害が発生し、かつ被害の拡大が予想される とき、当該被災地域又は被災するおそれがある区域の住民等に対し、あらかじめ指定した避難場所又は避難所への避難を促すために通知する情報のことをいいます。

## 令和2年 小田原市地域防災計画修正案 新旧対照表

頁	改正後		改正前	
	避難指示（緊急） （ひなんしじ （きんきゅ う））	<p><u>災害対策基本法の規定により、市長が、急を要すると認めるときに、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを指示すること。</u></p> <p><u>本ガイドラインでは、避難勧告を行った地域のうち、立退き避難をしそびれた者に立退き避難を促す。</u></p> <p><u>また、土砂災害等について立退き避難をしそびれた者に、近隣の堅牢な建物等の「近隣の安全な場所」への避難や「屋内安全確保」を促す。</u></p> <p><u>津波については、立退き避難を促す。</u></p> <p><u>警戒レベル4（津波については対象外）</u></p>	避難指示（緊急） （ひなんしじ （きんきゅ う））	被害の状況が「避難勧告」の通知時より悪化したとき、又は危険が切迫しているとき、「避難勧告」より避難の拘束力が強い「避難指示（緊急）」に切り替えて通知する情報のことをいいます。
	避難準備・高齢者等避難開始 （ひなんじゅ んび・こうれい しゃとうひな んかいし）	<p><u>災害対策基本法の規定により、市長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き準備を促すこと。</u></p> <p><u>避難に時間のかかる要配慮者とその支援者に立退き避難を促す。その他の人に対しては、立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することを促す。特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河</u></p>	避難準備・高齢者等避難開始 （ひなんじゅ んび・こうれい しゃとうひな んかいし）	「避難勧告」又は「避難指示（緊急）」の決定・通知に先立ち、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める情報のことをいいます。「要配慮者避難情報」ともいいます。

## 令和2年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後		改正前	
用語 5		<p><u>川沿いでは、避難準備が整い次第、避難場所へ立退き避難することが望ましい。</u></p> <p><u>警戒レベル3（津波については対象外）</u></p>		
	風水害避難場所	<p>風水害により災害の範囲が限定される場合の避難場所<del>所</del>で、小・中学校及び公共施設等の中から選定します。広域避難所<del>（指定避難所）</del>のような長期的な開設とは異なり、短期的に開設する避難場所<del>所</del>です。</p> <p><u>本市では、今後指定緊急避難場所として指定を行います。</u></p>	風水害等避難所	風水害等により災害の範囲が限定される場合の避難所 <del>所</del> で、小・中学校及び公共施設等の中から選定します。広域避難所のような長期的な開設とは異なり、短期的に開設する避難所 <del>所</del> です。
防災行政無線等の情報伝達手段	<p>市における市民への情報伝達手段として、防災行政無線、広報車、市ホームページ、防災メール、ジェイコム小田原、FMおだわら等があります。計画の中では、これらを総称して「防災行政無線等の情報伝達手段」と表しています</p>	防災行政無線等の情報伝達手段	<p>市における市民への情報伝達手段として、防災行政無線、広報車、市ホームページ、防災メール、<del>テレビ神奈川</del>、ジェイコム小田原、FMおだわら等があります。計画の中では、これらを総称して「防災行政無線等の情報伝達手段」と表しています</p>	